

昭和28年5月30日第三種郵便物認可 昭和36年5月5日発行（毎月1回5日発行）第9巻 第5号（通巻90号）

婦人少年者



◆ 第13回婦人週間

—第9回全国婦人会議の報告—

5 1961

婦人少年協会

第三回働く年少者の生活写真募集

労働省では、働く年少者の生活を写真によって広く社会一般に知らせ、その理解と協力を得て、年少労働者の保護福祉の向上に資することを目的として、「第三回働く年少者の生活写真募集」を行います。
つぎの応募規定によって、よい作品をたくさんお寄せください。

応募規定

一、内容・大きさ等

- (1) 題材は働く年少者を中心としたものであること
- (2) 内容は労働または余暇生活の情景であること
- (3) 写真の大きさは手札型以上のものであること
- (4) 応募作品の一枚ごとに住所、氏名、年齢、簡単な内容説明を書き添えること
- (5) 応募作品は未発表のものであること

二、締め切り日

昭和36年7月31日

三、送り先

東京都千代田区大手町一ノ七

労働省婦人少年局年少労働課

四、審査

労働省

社団法人日本写真協会

五、発表

昭和36年8月下旬
直接入賞者に通知するほか、報道機関を通じて発表の予定

六、賞

労働大臣賞状及び賞品、その他副賞を授与する

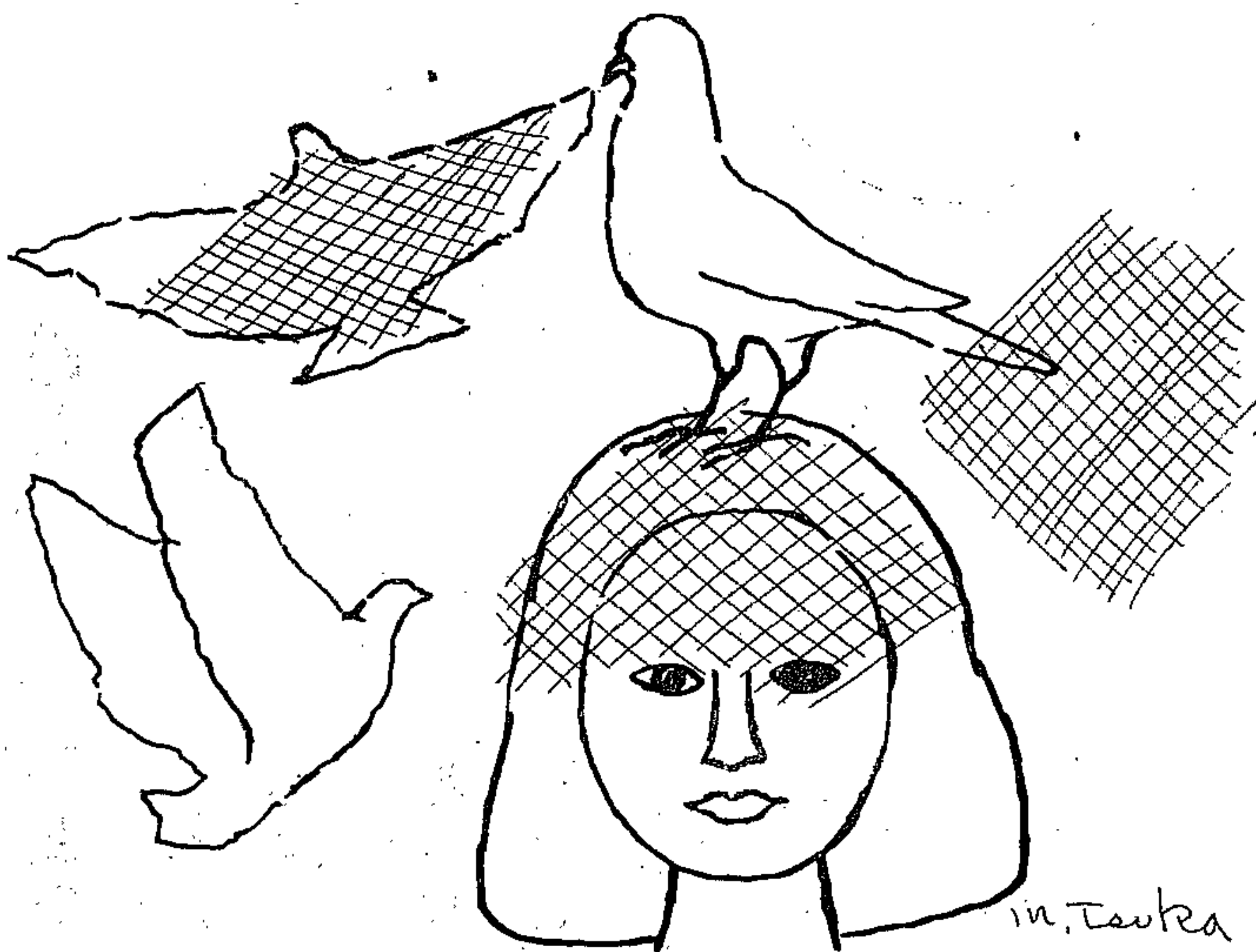
一席 一名
二席 三名
三席 五名
佳作 五〇名

七、その他

- (1) 働く年少者の保護運動期間中に働く年少者の生活写真展示会を行なう
- (2) 入選作品については、その原版を主催者に送付するものである
- (3) 入選作品の著作権は主催者に属するものである
- (4) 応募作品は返却せず、労働省広報資料として使用することがある

主催 労働省

協賛 社団法人 日本写真協会



婦人と年少者 九巻五号 目次

第九回全国婦人会議報告のページ

婦人はどんな態度で

貢献したらよいか

坂西志保 2

特別オブザーバーの席から

清水俊子 5

次の世代の成長に貢献するために

6

第九回全国婦人会議の概況

今年の移動会議

11

今日の売春は

貧困が原因でない

菅原通済 14

第十七回青少年保護育成運動によせて 年少労働課 16

「ソニー」のモルモット精神

わが社の労務管理①

山内 宣 18

アメリカにおける年少労働あれこれ

徳永花江 20

イギリスの成人教育

久保田真苗 22

◇相談活動の経験がら

中村外次 27

(資) (料) (室)

長欠就労児の保護活動から

25

婦人界のうごき

28

「売春をなくす運動」実施要綱

29

第九回全国婦人会議出席応募者の状況

30

働く婦人が知っておきたい法律問題⑭

31

戦後における婦人問題文献目録⑫

32

女子の就業者数と完全失業者数・平均現金給与額

表紙 3

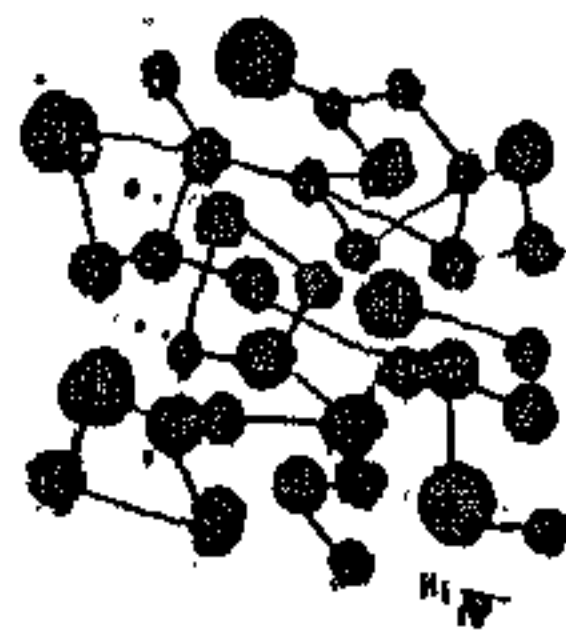
◇第三回働く年少者の生活写真募集

表紙 4

◇婦人少年局ニュース

表紙 5

表紙 富山妙子 扉・カット 塚谷政義



婦人はどんな態度で

貢献したらよいか

——婦人週間のテーマに関連して——

坂西 志保

今年の婦人週間の目標について、「貢献する」ということ、次に「変動する社会における婦人の役割」ということ、最後に「婦人の英知」ということについて考えてみたいと思います。

「次の世代に貢献する」ということは親が子供を指揮し、命令してひっぱっていくことではなくて、むしろ子供と一緒にほんとうに子供と手をつないでいく、しかもそれが自分の子供だけでなく、社会のあらゆる子供のために自分にはなにか一つのことをしようという心構えを持つことを言っているのだと思います。

今もし皆さんのうちで、十代の子供をお持ちになるかたが、「次の世代の成長に貢献することを議論に出かけていくのだ」と正面切って言ったとしたら、子供は目をむいてこう言うことでしょう。『いらぬおせっかいはやめてください』。こういう失礼なことをいう子供をお持ちでなければ皆さんは非常に幸せだと思いますが、率直に言って今日の若い人にとって親ほど重荷はない、子供は親をしょって歩いている。そして子

供が成長するにつれて親はますます重くなるのであります。幼い子供は親の保護、愛情によってはぐくまれますが、それは子供にとって必要なものです。親だけはどうなことがあっても頼りになるという感情は、親子の情の基礎になるもので、それだけに独占欲というものの中には仲間意識というものが強くなっていきます。この仲間意識は今日の子供の大きな特徴だと思えますが、この仲間意識と、親のおせっかい、独占欲をどう調和させていくか、この点はぜひ皆さんにお聞きしたいところであります。

子供が、親の旺盛な独占欲からやっとなげ出したあとにくるものは何か。それは野心的な親であり、いわゆる立身出世のかたまりである親なのです。そして子供は、いよいよ処置なしというところに追い詰められるのであります。従って子供は、成長するとともに親というものが負担になり、一定のときに達すると、衣食住の心配さえなければ、親がない方がよいのではな

いかとさえ思うようになるわけです。そういうときに皆さんはどうするかということが、今年の婦人会議の話し合いの課題の中に大きく含まれていると、私は考えるのです。

たとえば、親の教育熱が盛んであるということは非常に望ましいことだと思いますが、一方この教育に対する親の意識過剰というものが、いかに子供の成長の邪魔になっているかということを考えたいと思います。こういう例は身近にたくさんありますが、教育に関する親の意見——多分立派な先生の議論を拝借したものなのでしょうが——を、自分の子供に当てはめるときに、子供を個性をもった個人として考えているかどうか、どういう根拠でその意見を自分の子供に押しつけるのか。機械をぐるぐる回して出てきた答に自分の子供をはめていく、こういう意識過剰も子供に大きな重荷を感じさせるものではないかと思えます。

こういうふうな自分の根拠のない意見、受け売りの意見をどこまでも通そうとする親でありながら、社会的に、あるいはこういう会議に出て来ると、非常に自信のないようなことを言う。そこで、それを正礼通り受け取っておいて、そのお母さんの言うことを聞いてみますと、家の主人は教育に関心を持っていない、父親の存在は子供にとってマイナスであるとかどく。自信のない母親、そこに存在することによってマイナスになる父親、そういう親に教育される子供というものを考えていただきたいと思います。

こうみてきますと、十代の若い人にとって大切なことは親から解放されることではないでしょうか。そういうことを認めるのは私一人ではないと思います。また、そういうところから謙虚に考える親があるということ、子供にとって非常にありがたいことだと思えますから、そこから始めていただきたいと思います。

こういうことから始めて、次に親は、近隣の社会の教育のためには共通の目的と意識を持って進んでいただきたいと思います。そのために一番大切なことは、皆さんが、自分の考えに疑問を持つということだと思っています。先程申しましたように、親が子供の負担となつてゐる大きな理由は、親の考え方は正しいという、

そこで、解放されるための有力な手段として、発言——話し合いということがあります。私は最近二、三の婦人の会合に出て発見したのですが、婦人の会議はだんまりやと、おしゃべりやの二つに分かれていて、おしゃべりやは最初から自分の固定した観念を持ち、相手が何と言おうと平気で、錦の御旗をふりかざして相手に迫っていきます。だんまりやは自分の主義主張はないような顔をしていて、いざ採決ということになると、周囲の人々の顔色を見て自分の考えを決めるのです。ところが子供の会議を見ますと、子供は与えられた状況によって自分の立場を考えて、それを何かの形で議論づけ、自分の考え方を正しいものにしようと努力しています。自分の意見に固執するのではなくて、いろいろ情報を集めて意見に肉づけしていくので

教育の目的は決して人を尻目にして出ることではありません。皆さんは頭の中に、自分の子供が大きくなったらこうあってほしいというイメージを持っていらっしゃるでしょうが、子供の将来にとって最も必要なことは、結局、子供の心の目を開くこと、知的な理解を持つことのできるようなよい環境を与えていくということではないでしょうか。そしてこのことは、皆さんにも要求されていることなのです。

こう考えてきますと、皆さんが次の世代に貢献できる分野というのは、広い理解に立って物事を正確に判断するということではないでしょうか。どこまでも人の意見をきき、子供の意見を聞いて、その上に立って一つの基準を立てていくのです。お母さん方の中には、すべてを丸く治めることにはかり気をつかってい

る人がありますが、丸く治まらなくてもいいから、物事をじっと見極めるという習慣をつけていたいただきたいのです。「自然の法則」という大変よい言葉があります。世の中のこととは自然の法則に従っていけば、それでいいのです。聖書の中に、よい羊飼いなというのは、羊が穴に落ちないように見守り、草を食べたいときには草を食べさせ、水を飲みたいときには水のほとり

りに連れていってやり、そして日が暮れたら連れて帰るといふような羊飼いのことだと書いてあります。私

は、母親はこういうものであってほしいと思います。世の中はいま、めまぐるしく変貌しております。今まであなたが立派だと思っていた人たちも、技術の点でもう役に立たなくなっているかもしれません。日本ではまだそこまでいっていませんが、競争の激しい国では、そういう役に立たなくなった人間を養っておくことは望まれません。ですから、子供を将来何にするということではなく、よい羊飼になつて、子供が穴に落ちないように、後からついていくことです。

こういうことを、もう少し幅を拡げて考えてみましょう。婦人は値上げということが大きいです。値上げの好きな人はいないでしょうが、値上げがきらいだという理由で値上げに反対するというのは、私は非常に悲しいことだと思います。いま、出前の問題が取上げられています、あれは店で食べても出前してもらっても殆んど同じ値段ですから、出前の労働力というものも正当に換算されていないのです。それは出前だけではなく、お手伝いさんの給料なども大変低い。これを最低賃金法によって、最低賃金一万円ときめたとすると、出前の値段も、女中さんの給料も上がる。そうすると皆さんは渋い顔をします。しかし、あなたが自分の子供をそばやの出前にすることであつたら、どうでしょう。すべて人ごとのように考えずに、こういうふうな問題を考へていただきたいのです。このようにして安い賃金が上がつて、賃金の格差が少なくなればなるほど、私たちの望む福祉国家というものに近づくわけなのです。一方で福祉国家を待望しながら、一方でそれを阻止するような矛盾を犯してはいけなと思います。濠州では大学の先生の俸給と自動車の運転手の俸給と同じです。そうだとしたら、あなたのお子さんは、かた苦しい大学教授になるよりも、口笛吹いて暮らせるタクシの運転手になつた方がいい

と思うかもしれないでしょう。大学の先生よりもペンキ屋や大工さんの方がたくさん給料をとるといような社会のことを、頭に入れて物を考へていただきたいのです。

私はいろいろと具体的な例を上げてお話ししてきましたが、これは何を意味しているかと言いますと、人権尊重の基本的な条件に関係することなのです。出前さんや女中さんの給料を値切ることは、人間の権利を傷つけることになるのではないかと、ところまで考え及んだとき、始めてあなたの「英知」ということが浮かび上がってくるのです。

「英知」というのは知恵とか、百科辞典をぶら下っているような物知りのことではないのです。むしろ、どんな小さいことでも自分の頭脳の一部として正しい判断を下すことのできるような人間であることです。素朴な人や、経験の乏しい子供にも納得できるような言葉を話し、そのような経験を積むことでありたいと思います。女性はいろいろなことを経験しながら、それを自分のものにしていないといわれています。もちろん、きょう、ここにお集まりの方々には当てはまらないと思いますが、同時にまた、まだそういう人がたくさんいることも見逃がせません。

私は先日ある地方の県大会に出たのですが、今年の婦人週間の標語が「たくさい」と言うのです。ではその根拠は何かときくと、答えてくれないのです。もし、こういう感情あるいは感覚というものを持っていたならば、それは本質的にどういふものなのか、それをはっきり言葉に表わすこと、判断力に支えられ、経験に支えられ、自分の持っているあらゆる能力を集め、総合して出てくる一つの意見、その意見は行動にも表われる。こういうものが「英知」というものではないかと私は思うのです。そういう人であつて始めて子供に

信頼され、子供とともに歩むことができるのではないのでしょうか。謙虚に、地道に歩いて、最初に申しましたように、今日の子供にとつて親は負担であるということに自覚して、負担にならない、子供のよい仲間であり、よい先輩であり、またよい師であるといふような母親になつていただきたいというのが、私のお願いなのであります。

本稿は第九回全国婦人会議第三日の特別講演の速記を整理したものです。なお誌面の関係で圧縮した部分のあることをお断りいたします。

編集部

※(17ページよりつづ)

為の責任の一端は使用者・上長・同僚にも帰せられるものであつて、企業における不満足な条件、福祉に有害な環境は除去されなければならない。

これと共に個々の企業単独では困難な教育訓練・レクリエーション等健全育成の施設の設置拡充、グループ活動の指導もしくは不良な社会環境等については、使用者団体や地域社会の協力にまっところが大い。

大都会地には、料金・費用さえかければ利用し得る施設・指導者には事欠かない。しかし、引上げられたとは言つても、生活費に足りるか足りない程度の賃金では、いきおい安直な映画などの娯楽、テレビ・ラジオの視聴などに終り、このような傾向は大都会・地方都市を通じて変らない。使用者団体の中には所属企業の勤労青少年のために、これらの施設を設置するものが次第にあらわれているし、国・地方公共団体の手により勤労青少年ホームが作られつつあるが、これらは限られたものであり、地域のすべての青少年が自由に利用し得る施設が全国各地につきつぎに設けられることを望むのである。

(屋田侃二)

「次の世代の成長に婦人の深い英知」をというスローガンを、婦人週間のポスターに見て、私は大きな喜びと強い関心をもった一人です。これこそ次の世代にとっても、我々婦人達にとっても、必要にせまられたまことに時を得たスローガンとして、考えねばならぬ、また、その実践に努力する決意をもたなくてはならぬ大きな問題だったと思います。はからずも、その婦人会議にオブザーバーの一人として、全国代表の皆様の御熱心な会議をみせていただく機会を持ち、私自身非常に視野を広め、よい勉強をさせていただいたことに心から深く感謝致しております。

開会式、分科会、総会を通し、二感しましたことは、先ず、非常に婦人代表が真剣で熱心な討議をもち、地についた実際の会議内容であったことです。

幅広い内容を持つこのスローガンに対し、常に自分をみつめ、自分の環境から生まれ出た問題に対し、どうするかが次の世代の成長に貢献することになるか、尊い経験を通して討議されたことも、また、それらの数多い問題を常に上手にまとめ行かれた指導者の方々も、目立たぬ動きで終始会議の世話をしておられた主催者側の方々も、真剣そのものだったと思います。とかく発表のための発言、一言居士の集まりになり易い、こうした類の会議が、いつも足元をみつめ、明日にも実践に移さねばおかぬ意気込みで協議され

特別オブザーバーの 席から



清水 俊 子

たことは、強い強い感激でした。

それから、宮沢先生の御講演に、民主的な社会人になるには、エゴイズムからヒューマニズムになるよう努力しなければならぬと、短的に私達婦人にまことにふさわしい御示唆をいただきましたが、会議を通して幾分考えさせられる点があったように思います。或るいは、あまり

りこのテーマが広い内容にわたってのもので、時間的にそこまで行かなかった

のかも知れませんが、もちろん私自身もその中の一人ではあるが、このことについて次のように感じました。

家庭で、勤労の場で、地域社会で、また学校や施設で先ず自身自身が民主主義に徹するためにはどうするとか、

その環境や制度の改善と整備に努力するためにはとか、いろいろ具体的に立派な意見が

きかれましたが、教育という面での考え方と、今後の実践の上に、エゴイズムの域から脱しられていたかどうかは、少々疑問のように思います。——とくに社会のよき一員としての人格形成に——ということが、目標にかかげられていたように、「次の世代の成長に貢献する」重要な要素として、教育は大きな場をしめていたと

思います。しかし、よく論じられた進学問題につ

いても、家庭内での教育問題についても、教育の目的が何かいつも将来において豊かな経済的生活、即ち、社会人としての一人前の経済生活に、とかく関連がおかれ、人間としての社会人に深く、広くつつこんだ理論的な考慮が乏しかったように思います。したがって結論的には、論じられた教育についても自分の子供、また、我が家を中心にした考え方から一歩も出ていなかったような気がして、私達婦人のもつエゴイズムの域を立派に脱したものであったとは言えなかったように思います。一例をいえば、奉仕ということとは余裕ある金持が、一種の優越感のもとに行なう行動ではないと思います。どんな境遇にあっても、一人一人の婦人がエゴイズムの域を脱して、純粹に他のために自分が捧げられたとき、誰でも出来る行動だと思いません。そしてこれが、次の世代のために惜しみなく奉仕出来たらどんなに素晴らしいことかと考えさせられました。

若人達から出た真剣な婦人への信頼と要望に答えるため、私共はスローガンにある婦人の英知を、もっともっと働かせて、若い人と共に明日への歩みをつづけていきたいと思いました。そして一層婦人にかせられた大きな使命を痛感いたしました。

——ガールスカウト日本連盟総主事——

第十三回 婦人週間

次の世代の成長に貢献するために

第十三回婦人週間 十五日までの四日間にあたり、東京で開は、例年のとおり、催された。

四月十日から一週間 会議への出席について、全国から応募された数は二二七〇名にのぼり（30ページ応募状況参照）、この中から、立教大学教授宮沢俊義氏を委員長とする選考委員



—「世界の花」のコーラスで開会式ははじまる—
(産経会館国際ホール)

第九回全国婦人会議概況

ける問題について話し合った。
会議二日目は「移動会議」を行なったが、四班に分かれた会議員は、東京都内において、午前中は青少年・児童・幼児関係の施設を視察し、午後は、農村・学校・商店・青少年団体の青少年と、それぞれ話し合った。

会議中に、特別講演として坂西志保氏と、松竹映画監督大嶋渚氏を招いたのは新しい試みであったが、昨年から始められた特別オブザーバー制は、今年は特に四人の青年を加え、若い世代の意見を会議に反映させたことも目標に即して試みたことである。

例年、世界の多くの国から婦人週間へのメッセージがおくられてくるが、今年は二十四か国から六十通余りのメッセージが寄せられ、開会式における在日各外交官夫人の祝詞、とくに来日中のインド外務次官メノン女史の力ある祝詞とともに、婦人週間の国際的な面を語るものとしても意味深かった。

会議のプログラム、移動会議、部会での話し合いの概要等を次に紹介する。

プログラム

四月十二日（水）産経会館

開会式 一〇時三〇分—一時三〇分

合唱「世界の花」フェリス女声合唱団

音楽 NHKサロアンサンブル

指揮 団 伊玖磨

開会のことば

第一部会

リーダー 伊藤 昇（評論家）

会議員 佐藤 久美子（北海道）

佐々木 滋子（秋田）

熊川 淑子（山形）

大月 千代（栃木）

清水 英子（東京）

梶田 福子（岐阜）

村田 節子（滋賀）

寺川 達子（奈良）

河村 象子（岡山）

貞広 しづ子（香川）

遠藤 幸子（福岡）

平井 礼子（佐賀）

島田 まさ子（熊本）

片山 裕子（宮崎）

第二部会

リーダー 磯野 誠一

（東京教育大学教授）

会議員 青村 伊志子（青森）

高橋 みさ子（山形）

早苗 恭子（群馬）

松南 敏子（東京）

中田 幸子（神奈川）

加藤 のり子（福井）

西川 輝子（静岡）

梅田 澄子（愛知）

井上 幸子（京都）

藤本 智恵子（大阪）

山口 満子（和歌山）

山下 美也子（広島）

高塚 栄子（愛媛）

木尾 綾子（鹿児島）

労働省婦人少年局長 谷野 せつ
あいさつ

労働 大臣 石田 博英
日本放送協会会長 阿部 真之助

会議員・部会リーダーの紹介
メッセージ

インド外務次官 ラクシム・メノン

記念講演

立教大学教授 宮沢 俊義
(全国婦人会議選考委員長)

外国からのメッセージ

部会 一三時三〇分～一六時三〇分

特別講演 虎の門共済会館

一八時五〇分～一九時三〇分

映画監督 大嶋 渚

四月十三日(木)九時三〇分～一六時

移動会議(バスによる)

第一班

視察 三鷹市立東保育所

懇談 農村青年「八王子地区」

第二班

視察 水上小学校(都内、深川)

懇談 勤労青少年「日本橋商店会」

第三班

視察 愛育会(都内、麻布)

懇談 中学校生徒「上板橋一中」

第四班

視察 三共製薬品川工場(都内、品川)

懇談 ガールスカウト団員「成城」

四月十四日(金)産経会館

部会 一〇時～一二時

特別講座 一二時五〇分～一三時三〇分

評論家 坂西 志保

部会 一三時三〇分～一七時

四月十五日(土)NHKホール

総会 一〇時三〇分～一二時三〇分

合唱「世界の花」フェリス女声合唱団

音楽 NHKサロニアサンブル

指揮 団 伊玖磨

あいさつ

日本放送協会教育局長 浅沼 博

メッセージ

ドイツ大学婦人協会副会長

エリザベート・シュワルツハウプト

経過報告

労働省婦人少年局長

部会報告 部会リーダー・会議員

全体の話し合い

部会リーダー・会議員・傍聴者

司会 西 清子

影絵「ぞうさん、ばばーる町へいく」

出演 木 馬 座

閉会のことば

労働省婦人少年局長 谷野 せつ

第一部会

家庭、学校、勤労の場、地域社会の四つの場において、次代の成長に婦人がどのように貢献するかについて、主に次のような話し合いが行なわれた。

一 家庭の問題

家庭内での母親の責任は大きく、又、子供との関係も母親が最も密接である

第三部会

リーダー 久米 愛(弁護士)

会議員 石母田 ハツミ(岩手)

佐々木 さと子(宮城)

鈴木 京子(福島)

神尾 せつ(埼玉)

斎藤 千代子(新潟)

野田 幾久代(福井)

遠藤 みち子(山梨)

大蔵 静子(愛知)

伊吹 和子(大阪)

山根 久代(兵庫)

山本 瑞枝(鳥取)

八木 喜美子(山口)

浅野 八重子(高知)

藤原 敦子(長崎)

草野 貴美子(熊本)

第四部会

リーダー 勝部 真長

(お茶の水大学教授)

会議員 藤田 栄(北海道)

市原 清子(宮城)

福島 正枝(茨城)

向山 とよ子(千葉)

永井 智美子(富山)

塩川 きく(長野)

中野 イツ(三重)

八木 京子(京都)

浜村 和子(兵庫)

伊藤 道子(鳥取)

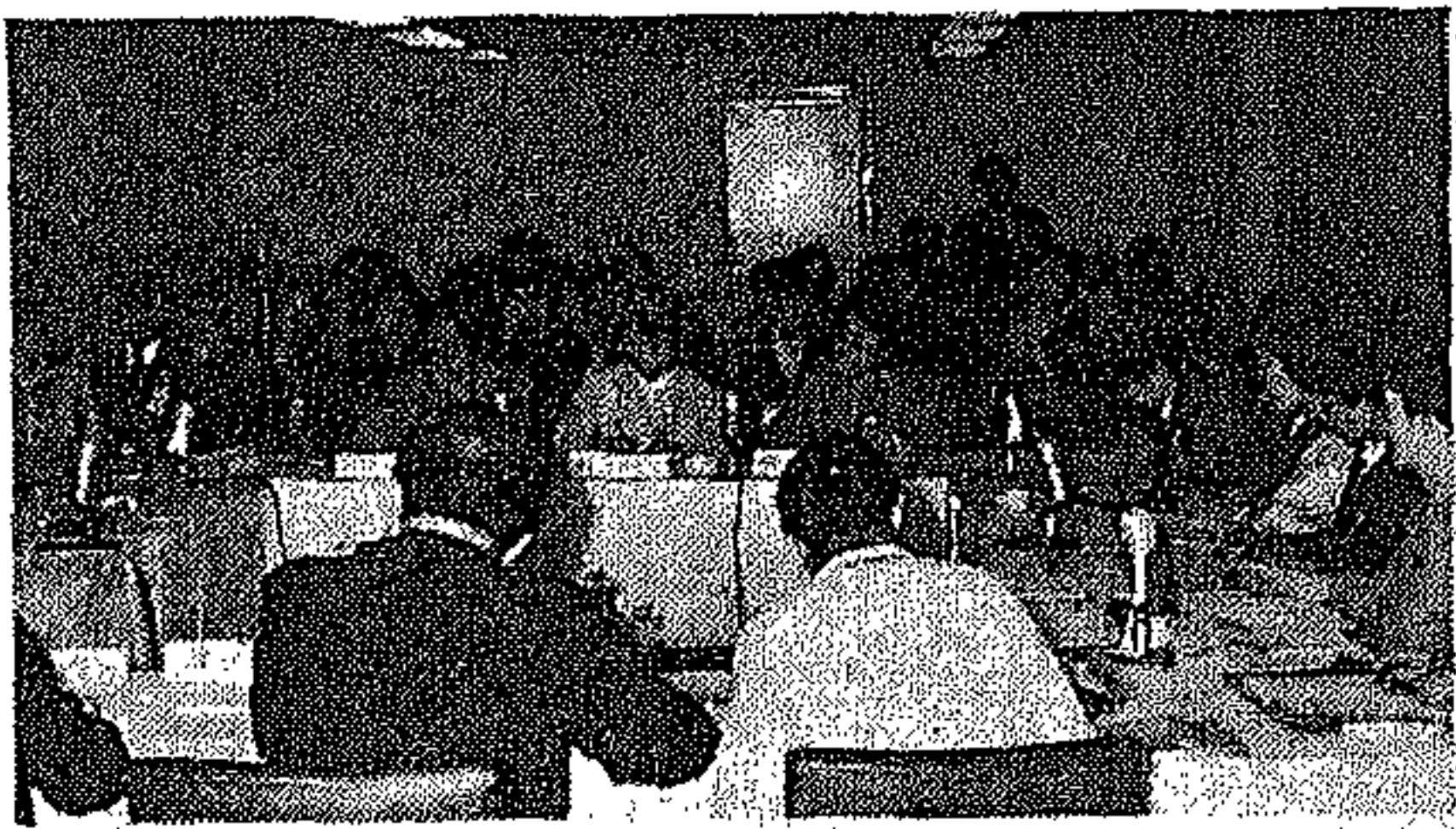
石川 美智子(島根)

川島 晶子(広島)

岸 原子(徳島)

水城 千鶴子(福岡)

高司 文子(大分)



-第一部会の状況-

三 職場の問題

先ず、働く年少者の現状が語られ、六年間休日もなく働き続けている店員の例をはじめ、賃金、労働時間、住込店員の食事の問題など、中小企業に働く年少者の劣悪な労働条件について話し合われたが、これらについては、雇主側の暖かい理解が要望され、また、雇主の時代感覚の有無が、これらの労働条件にも影響するということも語られた。また、働く年少者は遊び方、生活の楽しみ方を知らないため、大切な休日や賃金を浪費している場合が多いということも話題となったが、中には、働く者同士集まって、グループを作り、交歓を行ない、自分達の向上をはかっている年少者達もあるということが報告された。

また、働く母親の子女達については、農漁村の働く母親達の子女が放り出されている現状や、また中小企業地帯の子女達、劣悪な環境の中で遊んでいる実情が語られた。

これらの子供達に対して、婦人はどのように貢献出来るかについては、職場の先輩としては、一般にいわれているように、女の後輩に対して冷たいというようなことのないよう注意したい。雇主としては、店員に対する人間的な扱いを心掛けたい。また、婦人会等で婦人が働く年少者の母代りとなり、話し相手、相談相手になってやっている例もあるとの報告があった。

次に共稼ぎの母親の苦勞についても話し合われ、自分の経験を生かして、共稼ぎや商店の子女を集めて勉強相手をして

いる体験談や、余裕のある主婦が、働いている母親の子女を自宅へ呼んで、自分の子供と一緒に遊ばせている例などがあげられ、また、工場地帯に放り出されている子女達のために保育所を設けた会議員の報告もあった。

四 地域社会の問題

ここでは、自分の子女をよくしようと思えば、地域の子供にも目を向けなければならないことに気付き、明るい家庭、明るい地域、明るい子女をつくるために婦人も行動しはじめている種々の例や体験が話し合われ、とくに視野のせまくなり、がちな婦人達が、子女達の幸福のために地域の問題にまで目を向けて、或いは組織づくりに、或いは政治的な運動にまで立ち上がって一歩一歩堅実な歩みを続けている現状が語られたが、また、農村の若い父親達が、農業を多角経営に切りかえて、貧困から地域を救おうと努力しているという報告もなされ、婦人も、目の前の問題を追いかけただけでなく、将来に向かって大きな問題に目を開かなければならない。このめまぐるしく変動する時代に、婦人が次代の成長に真に貢献するためには、鋭い時代感覚と科学的な精神をもって物事を判断する力を養わなければならないということが話し合われた。

第二部会

最初に全員が自己紹介をかねてそれぞれの問題点を簡単に述べた。いろいろの問題が提起されたが、討論のすめ方として、まず学校教育の問題からはいり、次いで地域、職場に焦点を移し、最後に家庭の問題を話し合った。

一 学校教育の問題について

小学校の教員である会議員から子供のけんかに対する指導を通して暴力否定の思想を植えつけるのに努力していることが話され、これに関連して、家庭での兄弟けんかを親はどう扱うかという問題が出たが、けんかは子供が社会を学ぶのに役立つもので親は子供の自主的な解決にまかせ干渉しないという意見が多かった。また刃物禁止運動について、これは教育上何の効果もないという意見が強く出された。

教師に対して子供が信頼をもたないことが話題となったが、結局今の無理な学級編成の中では、教師と生徒の人格的な接触を深める機会を作ることがむづかしい。また進学組と就職組を分けて就職組がおき忘れられた存在になっていることにも根本的な問題があること、このような現状の中では教師の努力にも限界があることが指摘された。

民主主義の理想を教える戦後の学校教育をうけた子供たちと、戦前の教育をうけた親との間のずれを埋めるために、母

親自身が成長していく必要があることが強調される一方、母親と学校をつなぐ場としてのPTAがその本来の役割から後退しつつあることについて、そしてその原因について話し合われた。

世代のずれの一例として親孝行の問題が出され、母親の自己犠牲は今の子供には評価されないこと、子供は母親がたのしみながら生きることのぞんでおり、そこに本質的な世代の考え方の違いがあることが指摘された。

二 地域における問題

地域住民の間の職業の違いは貧富の差が子供の成長を阻む問題について話し合われた。まず大切なことはこの事実を事実として子供にみとめさせた上でそれをのりこえるような子供を育てることであり、それと同時に、この事実を行動の力によって徐々に変えていく努力が必要になることが強調された。また、大人の常識を子供に教えることによって子供の成長を阻んでいることが反省された。次いで、変りつつある世の中と成長する子供に対応するための母親自身の勉強をどう組織していったらよいか、母の会の任務は何か、また子供の組織と母親の組織の関係はどうあるべきかについて話し合われた。

子供のためにならない環境をよくすることが母親の組織の任務の一つであるという意見が出されたのに対して、そのような努力はもちろん必要ではあるが、悪

い環境をのりこえるたくましさをもった子供を育てることの方がむしろ大切であるという意見が多かった。またこのこととの関連から、たとえば制服のような一つの枠の中に入れて教育することの可否が論じられ、枠の中に入れることは、子供の本当の強さを養うものではないという考え方と、教育の方法としてある時期にはそうすることが必要であるという考え方が対立して討論された。

三 職場における問題

職場に働く子供たち——とくに家を離れている子供たちは、いこの場を求めており、これにこたえて地域の婦人たちがいろいろやってみたが、結局何を与えても子供たちを満足させえなかったという体験が話され、要するに大人の与える健全な娯楽では子供は満足しないというこの問題のむずかしさが話し合われた。

工場の経営者である一会議員から、小工場に働く年少労働者の希望のない状態が深い同情をもって語られた。この会議員はこれらの恵まれない工員たちのためにいろいろ努力してみたが、結局彼らの仲間作りをたすけることが使用者の立場にある自分としてできる唯一のことであるという結論に達したことを語った。

また紡績工場の舎監をしている会議員から、いわゆる底辺に育ち女工員となった子供たちの実態が話され、この娘たちを救うために、地域の婦人たちの援助がほしいと、切な願いがのべられた。

結論として、すべてこれらは社会のしくみにつながる問題であること、母親たちが実践を通じて社会のしくみを学ぶ必要のあることが強調された。

四 家庭教育の問題

子供の年齢によって母親の役割もちがってくるものであり、大きくなった子供に対しては親子の間に間隔をおくことが必要なこと、母親のおせっかいや保護過剰は子供の成長を阻むものであることが反省された。子供を百パーセント理解することが必ずしもよい母親の条件ではなく、親意識をなくして子供と共に現代を生きていくという心構えが大切であり、次の世代への貢献というのは要するにじやまをしないことであるという考え方が強く出された。そして何よりも母親自身の安定感が子供の健全な成長には必要であり、子供がのぞむことは、母親がたのしみながら子供とともに生きることであることが重ねて強調された。特別傍聴人の青年たちからも母親たちにのぞむこととして同様な意見がのべられ、また戦争を知った世代として平和への努力を母親たちに期待するとの発言があった二日間の会議を終った。

第三部会

この部会では、主として家庭のなかで次の世代をどのように育成するかについて、各人から問題点を提出しあい、それにもとづいて、以下に述べるような話し

あいが行なわれた。

一 どういう人間像を理想として次の世代を育てるかについて

従来の「末は博士か大臣か」の立身出世主義の考え方に対して、民主主義社会ではどのような理想のもとに子供を育てたらよいかと問題が提出された。これに対して、秩序のあるなかで自由をたのしみながら、社会性を身につけ、自分の仕事に誇りをもって生きていく人間をつくることが強調された。

二 戦後の新しい教育と社会のあり方

家業や家事の手つだいなどのため、子供が勉強したいときにできないという不満を持たれるなやみや、学校で言論の自由を学んだ子供が社会に出れば、発言をおさえられる傾向について母親はどのように対処すればよいか話しあわれた。この点については、自分の自由を尊重してもらうためには、他人の自由を尊重し秩序をまもる人間をつくる必要があるということになった。また、子供が正しいことを言ったために不利にあつかわれろうなときは、損得だけでなく、言うべきことは発言できる人間を理想として勇気づけている母親になるよう努力しようということになった。

三 母親と子供の理解について

母親が子供に注意をあたえたと怒られたと思われることが多いので、家族のいるところで話しあう方がよいのではないかと意見や、あらたまって子供と話し

あいをせず、日常生活のなかで、両親が子供によい見本を示すようにしていると、意見もあった。また、子供と友だちになるとか、テレビと一緒に見ながらそれを話題に子供の気持ちをくみとるなどが話しあわれたが、要は、子供の言論の自由は一〇〇%保障し、発言のあとで言うべきでないことはやさしく教えるようにしようと言うことになった。

四 共かせぎの家庭における子供の教育について

幼児のころは、母親の手で育てることがのぞましいとの意見が多かった。しかし、母親はいつも子供と一緒にいなければならぬだろうかと疑問がリーダーから提出され、保育所などの社会施設を完備させるようにし、経済上の理由で働かなければならぬ人のためだけに、中産階級も利用できるような体制をつくることが強調された。

五 有名校への集中傾向、学校施設などの地域差について

都市・農村・へき地の学校施設などの相異、へき地などではよい先生が得られないことなどが問題となった。また、有名校集中の傾向については、有名校を卒業している方が社会人となった場合に有利であるという現在の社会体制に問題があるとの意見が多かった。これらのことについてどのように改革するかはむずかしい問題が多いが、母親がその子に適した生き方をするよう勇気づけるようにつ

とめていくということになった。

六 貧困層の母親や子供の育成にどのように協力したらよいかについて

この問題についての根は深く、母親としてできることは限られているが、最低生活が確保されるような措置、例えば最低賃金制について関心をもつとか、児童福祉法などの法律を理解し、それが完全に施行されるように政治に関心をもつことによって少しずつ改善していくという話しあいになった。

七 マス・コミについて

マス・コミと関連して子供の不良化の問題が提出された。このことについては環境浄化に努力し、よい方向にマス・コミを利用することが強調された。要は家庭が健全であれば、ゆきすぎたマス・コミの影響をうけることはないという意見が多かった。

八 農村における次の世代の育成について

農村を離れていく青少年が多いこと、農家に嫁にくるのをいやがるものが多いことが話題となった。戦後十五年をへても農家には家父長制や、昔ながらのしきたりが根づく残っているところが少なく、青年に希望をもたせないしくみになっている。この点をよくするために、婦人会や青年会のグループ活動を活潑にし、生活を改善していくことや、政府の農業政策について関心をもつことなどが話しあわれた。

八 宗教・道徳教育について

旧来の「修身」のようなものでなく、新しい時代の道徳の必要をのぞむ声が多かったが、一部には民主主義教育に徹底すれば道徳教育はいらないのではないかと意見もあった。このような意見に対して、リーダーは、封建時代の主従の関係を前提とした道徳、そのなかでの女性に対する道徳と、人間の尊厳を前提とする近代社会における道徳とは異なるのではないか。一方的におしつける道徳ではなく、例えば人の親切に対しては素直に感謝の念を現わせるような、平等な人間関係に立つ新しい道徳をうちたてていくべきものであるとまとめられた。

第四部 会

まず会議のテーマにそって各会議員が考えていることがらについて述べ、その中から次のような点について問題が提起された。

- 一、子供の大人に対する不信の念をどうしたらよいか。
- 二、世代のみぞを埋めることの困難さ。
- 三、子供に価値判断の能力を養うにはどうすればよいか。
- 四、農漁村地方の、生産性の低さからくる家族関係の歪み、教育施設・教育内容の貧しさなどが及ぼしている影響。
- 五、新工業地域造成により急激に変貌する地域での非行少年の増加。
- 六、自宅営業の家庭の子供の問題。
- 七、働く母の、保育施設整備への願い。
- 八、中小企業に働く青少年の育成の問題。
- 九、地域における青少年のための組織活動を推進する際の障害をどうするか。
- 一〇、その他、社会的に低い階層の子供の問題、マス・コミの問題など。

これらの問題に、家庭、学校及び施設、職場、地域社会など、それぞれの場で人はどう対処していくかについて話しあわれた。その主要な話題は次のようなことであった。

「家庭」においては、大人同士（夫婦、嫁姑など）のけんかが、子供に大人への不信感を与えていくということから、家庭内に「波風をたたせない」とことがいかどうか問題となった。「波風をたたない」というためにすじを曲げて弱いものが犠牲になるのは、かえって子供のためにならず、ある場合には波風が立っても、正しいことを通すという態度が、子供の健全な成長のためにもよいのだという意見が主張された。このことについては後で特別オブザーバーの一人から、正しいことが貫けるための具体的な条件と社会的な協力を築く努力をあわせ行なわねばならないとの補足意見があった。

「学校施設」の場の問題としては、成績

(点数) 偏重の風潮が、子供の健全な成長を歪めている問題(越境入学、有名校集中、受験準備などをふくむ)が中心的に話しあわれ、特に、この風潮に疑問をもちながらも、社会的にそうせざるを得ないものがある、婦人だけの力では限界がある。それをどうするかという点が問題となった。現在婦人として出来ることは、現在は収入の多寡が、職業の価値の基準とされているが、何が、人生の理想か、幸福かを考え直すこと、自分の能力と適性に応じた場で社会に貢献しうる仕事を職業とし、それによって経済生活も安定するような社会をつくること、そのための既存の法律や制度が、現実にかされるよう努力すること、それには強い抵抗があるが、まず自覚した婦人から、現状に溺れずそのためにいろいろの方法で努めるようにしたいということが話しあわれた。

「勤労」の場の次の世代への貢献については、学歴のなさ、低賃金、労働と勉学の両立の困難、将来への絶望感などの中にある「働くものの劣等感」を解消するために、その職業の価値を悟らせる、皆でいたわりぬぎの言葉をかける、マス・コミで、職場に魅力をもたせるような放送劇などを流してもらう、働くものと地域の母親グループとの話しあいをする、などの意見が出された。これに対して、「勤労の尊とさ」という美名で現実をごまかすことは正しくないのではないかとという意見があり、また単なる母性愛的甘さやセンチメンタリズムでこの問題は解決されない、現実的裏づけのある対策を考えたいとの強い意見が出された。当面の行動として、商店の定休日実施に地域の主婦も協力する、働く人たちの友だち作りに協力する(例えば作文集の発行、集会の場の提供など)余暇の健全な使い方に婦人が手をかす、などが出来ることではないか、また、低賃金の問題についても、現在の賃金のありかた、しくみについて、婦人も科学的な勉強をして、考えるべきだとの発言があった。この話しあいの中で、中卒後直ちに就職した会議員の、勤務の都合で夜学にも行けず、当初は劣等感に悩んだが、労組活動の中から多くのことを学び、人生の問題も考えるようになり、勉強は生涯のものだと思ふようになって自信を得たという発言は皆に深い感銘を与えた。

「地域社会」における貢献については、自分の家庭の枠から出て、地域の子供のために活動しようとする、必ず足を引っぱる人が出てくる、それをどう克服するかということについて、ガールスカウトや子供会、中学生グループの育成の経験が話され、要は「子供の心を捉える」のが成功の鍵であって、雑音にたじろがずやること、そのために子供に適したプログラム工夫が必要であること、また組織は目的達成の手段として有効であるが、反面いろいろと利用されるおそれもあるから、子供の成長のためという目的をはっきりさせて組織活動をすべきであるなどのことが話しあわれた。

マス・コミの問題についても、大人自身、マス・コミに流されないために、他の手段でマス・コミの内容を再確認し、修正して行く努力をすること、子供にも、批判と選択の能力や「スイッチを切る」技術を学ばせるようにすることが話しあわれた。

最後に、困難な多くの問題に対処していく勇氣を、どうしたら持つことが出来るかとの発言があり、婦人が孤立して悩むのではなく、同じ目的のもとにつながりをもつようにする、母は家庭を足がかりとして地域社会へ、職場にある婦人や学校の教師はそれぞれの立場で分担をうけもちながら協力して、世論を形成し、次の世代の成長のための願いを政治にも反映すべきであろうと話しあわれた。

今年の移動会議

第九回全国婦人会議中の移動会議は、東京都内において行なった。週間目標に即して視察場所は青少年、児童、幼児に關係のある施設や事業場を、また懇談の対象としては、農村青少年、住込み商店員、学校の生徒、青少年団体の団員などをえらび、その意見をきき話し合った。

四つの移動班のバスは、朝九時半に共済会館から都内各方面へと、文字通り四

散していったが、さて、それぞれの場所での視察や懇談はどのような状況だったであろう。

第一班

視察 三鷹市立東保育所
懇談 八王子近在の農村青年

三鷹市立東保育所は、西保育所とともに、三歳未満の乳幼児をあずかる乳幼児保育所が少ない現在、公立の施設として注目されているもので、会議員は、その設立の経緯、運営内容等を終始熱心に聴取し、約六〇名の乳幼児が、年齢別にわけられた清潔な保育室で、ゆきとどいた保育をうけている様子を視察した。とくにこの施設が病気の、または働いている母親のために、家庭の事情に応じ無料から一五〇〇円までの間の安い月額で、昼食、おやつ、おむつの替えまでとのおえられていたことをきき、多くの市町村にこのような施設のふえることを望む声が強かった。

バスはさらに新緑の武蔵野を走り、八王子の東京都青年の家に到着、施設の見学と昼食の後、午後一時より農村青年との懇談会を開催した。近代化の波はすでにこの近在にも浸透しており、農業にとどまる青年は、このあたりでは非常に少なく、たいてい東京や八王子等に通勤しているとのことであったが、南多摩、日野町、由比町等近在から二十歳前後の農村青年六名の出席を得ることができた。

まず農村青年は現在の農村をどう思っているか、なやみや将来への希望は何かというようなことが青年の間で話し合われたが、いずれも長男あるいは一人娘などで農業を背負っている立場にあるせい、親と子の間のずれはあまりなく、たいていの家庭で若い者に主導権をまかせているようであった。一人の青年は、親父は非常にがんこものであったが、自分が高校を出てからは割合に意見も通り、経営もまかせてくれるようになったとい、また最近では、母親も婦人会などいろいろな勉強してくるようになり、物わかりがよいなどの発言も出て、会議員から微笑が送られた。農業経営の将来については、酪農をやっているとするもの、高級野菜や園芸にのびようとするもの、農業所得だけではやってゆけないから将来は勤めに出て日曜百姓になるだろうなどの意見が出された。会議員から優秀な青年を農村に引きとめておくためにどうしたらよいかという質問が出て、農村は古いものをすてなければだめだ、もっと経営の改善をはからなければだめだということや、若い者同士なやみを話し合うことのできる仲間のあることが必要などの意見や、若い時代には青年にもっと何でもすべきことをやらせていいのではないか等、いかにも次の時代を背負って立つ気はくにあふれ、頼もしい感じをうけた。農村にもいい若い芽が育ちつつあるという感慨を胸に帰路についた。

第二班

視察 東京都立水上小学校
懇談 日本橋問屋街住込み店員

江東区深川浜園町にある東京都立水上小学校にいたのは一〇時、この学校は全国唯一の水上生活者の子どもたちのための公立学校で、現在一三七名の生徒が附属の寄宿舎に収容されて陸の子供と交らない初等普通教育を受けている。

学寮と学校とが同じ敷地内にあり、緊密な連けいを取りながら児童の全生活を通じて、心身の発育に応じた指導がなされているためか、また、学年ごとに配置された寮母さんの行届いたお世話のためか、行き会う学童の顔は明るくのびのびとしていた。

ここでの視察は、先ず水上社会の特殊環境やこうした処に生活する子どもたちの実態等を集めたスライドの上映から始まり、次いで学校の沿革、水上生活という特殊な生活形態の人の子どもたちの勉学上の問題、寄宿舎生活の問題についての校長先生の話、さらに二年生一同のレコードに合わせて歌ったたりおどったりの音感教育の実演、授業、寄宿舎の参観など約二時間にわたった。

児童の生活実態や先生方の指導状況などについていろいろの角度から勉強ができ、一同感謝のうちに視察を終えた。再びバスで日本橋問屋街に向かった。懇談会場である東京実業健保会館で昼食

後、日本実業連合会常務理事の案内で、日本の代表的問屋街といわれる横山町、馬喰町、橋町の店並や店舗に附属している店員の寄宿舎を視察した。

この地区は、店員の福祉のため、全国にさがけて週休制を実施した処で、店員の寄宿舎も立派なものである。現在ここに働く年少労働者は約四、〇〇〇人（全従業員の約二割）で、他県からの就職者も多いとのこと。

若い人たちがどんな生活環境におかれているか、どんな仕事についているかを勉強した後、住込み店員との懇談に入った。出席の店員さんは男女合わせて十人、なかには「実習生」の腕章をつけている。高校を卒業したばかりの店員もいた。住込み店員と呼ばれてここに働いている若い世代は大人たちのことをどう考えているか、どんな気持ちで毎日働いてい

るかなどについて活発な話し合いがされた。「将来は立派な商人になりたいので一生懸命貯金をしながら働いている」週休制で毎週日曜には休めるが、洗濯など身のまわりの仕事におわれ、心から休める日が少ない。また、デパート見学など、商売につながる勉強も大いにしたいがなかなか時間が無い。「男の先輩は仕事をよくおしえてくれるが、女の先輩はどうして不親切なのか」等次の世代の成長のためにおとながどんな力で力をかしたらよいのか、いろいろ考えさせられる問題が提起された。帰途、労働組合のデモ行進にあったが、激しく動く首都の一面にもふれたわけである。

第三班

視察 愛育研究所
懇談 上板橋第一中学校生徒

まず、母子のための総合的福祉施設として名高い母子愛育会経営の愛育研究所を訪れた。病院、産院、栄養室、未熟児室などでは、科学的な設備や合理的な処置に感心し、乳児保育室では、専門家のゆきとどいた世話を受けて丸々と育つ赤ちゃんの姿に、一同胸を打たれるとともに安心もし、熱心な質問が続出する。保育所に隣接する幼稚園では、この日が入園式で、あどけないおすまし顔が記念撮影のカメラの前に並んでいたが、家に残した愛児の姿を思い浮かべて一瞬想い深い職員もあった模様。精薄児教育施設



一歌を歌う水上小学校の子どもたち

は、他の施設では扱わないような特に知能指数の低いものを預かっている由で、不幸な子どもたちやその家族の上に思いを馳せ、一同暗い気持ちに閉ざされた。しかしすべての施設が深い研究と愛情に貫かれて運営されているのを見聞し、一同の口をついて出たことばは「こんな施設が方々にあればよい」ということであつた。これはまた研究所の方々の願いでもあつて、院長さんも婦長さんも「これが日本のトップレベルだというのは残念な事です。お母さん方の世論の力で各地に同様の施設を実現させてほしいものです」と語られた。さまざまの感慨を乗せたバスは、新緑の萌え初めた神宮外苑を抜け次の目的地へ向つた。途中音羽の護国寺で、幾日ぶりの青畳の香を懐しみながら昼食をすませ、上板橋一中に到着。ここでは、二年のホームルームの話しあいを聞いたのち懇談会。「六四名の話し詰教室の実情を見てほしいが、そこでは懇談会が開けないので」という事で図書館を会場に「おとなの人たちにわかってもらいたいこと」という話しあいが始まった。議長は男女生徒各一名、NHKの録音班のマイクにも全く物おしせず、長子、次子、末子、ひとりっ子のグループに分かれてそれぞれの立場からの意見が活潑に交わされる。飾らないことばに思わずほえんだり爆笑したりの中で「いくら説明してもわかってもらえない時は家出したくなる」「口答えした事

を反省しているのに、お母さんにいつまでもおこった態度を示されると自殺したくなる」ということばは、大人たちにショックを与え、この年齢の子どもたちのデリケートな心理について改めて考えさせられた。担任の吉村先生司会の懇談会では「おばさん達のようにわかってくれるお母さんだったらいいが」「どのお母さんも子どもの事は一所懸命考えているのだから、お母さんとも話してあげたらいいか」という事を勉強するために遠く東北や九州から、また沖縄からも参加されたお母さん方であるということに、生徒たちは感銘を受け、会議員は、同年齢でも肉体的精神的にへだたりがあり、また個性の相異によって生活感情や希望が異なることを目のあたりに見聞して、多くの示唆を得たようであつた。

第四班

視察 三共製薬品川工場

懇談 ガールスカウト成城団員

いまや薬は、薬というよりも私たちの食品の一部になっているような感すらあるが、その製造工程には多くの若い人々が働いている。おなじみのタカジアスターゼ、オリザニンなどをつくるこの品川工場でも、一、一〇〇人の従業員の四〇％は、殆んど「次の世代」の女子である。事業の歴史、現状など品川工場のすべ

てについて事務部次長の米倉氏の興味深い解説をうかがった後、庶務課長の黒須氏の案内で工場内を見せていただいた。

大企業のうえに、製薬という作業上からも、化学的で清潔さのいき届いた明るい作業場である。殺菌灯から目を保護するための大きなヒサシのついた帽子、身長に合わせて伸縮する腰かけなどの配慮もされている。薬の製造工程よりも働く人々に注目してほしいというご注意もしたせいか、見学後、労務課長さんを囲んでの懇談では、労働条件等についての会議員の質問にはなかなかするどいものがあった。また部長、課長など上級幹部の年齢が若いせいで、若い従業員の気持と通じ合えるという課長さんの話しは、若い人の多い事業場の幹部人事のうえで一つのしさでもあったが、人間関係のうえで礼儀を正しく守ってほしいという若い人々へのご希望は、「近代社会における礼儀」という大きな問題をいただいたわけ、短い時間だったが得るところが多かった。

成城大学へ

東京の南部の品川から西北隅の成城町へ。街路にあふれる車の群れにおどろきながら、残りの桜の甲州街道から新緑のさわやかな成城大学に約四〇分の道のりである。その新緑の精でもあるかのような、ガールスカウトの団員が十人余り、スカウトの制服でスカウト連盟の総主事の清水女史と待ち受けていてくださった。

この年齢の少女たちは、時として少年のようなりりしさをみせるものだが、美しくもさわやかな「次の世代」であつた。右袖に面白い型の技能章をたくさんつけた一人の団員の司会で、スカウト活動上のいろいろな問題が話し合われ、次いで会議員との懇談に入った。どちらかといえば経済的にも恵まれ、良い生活環境に成長しつつある団員たちの間には、おとなとの世代間の問題などについてよりも、団活動の話のほうが多く取り上げられたが、それはそれとして、卒直な、気持のいい発言であつた。若い人々は、このように豊かに卒直に成長させたい、という気持は、おのずから、中小企業などの年少労働者と比較されてきて、同じ世代の働く人々への理解を求める会議員の声も強く出たが、いずれ社会の実態に広く目を向ける時期も、この豊かな感受性の中で遠くはないことと思われ、環境の中でさわやかにプライドを持って成長しつつある人々に十分にふれた想いであつた。帰りのバスを半円形にとりまいて、歌いながら見送ってくださったスカウトが、印象深く目に残っている。

また、この懇談会では、スカウトのお母さまが、会場の設営からお茶の接待にいたるまで、大へんなサーヴィスをなさつて、そのこともまた、若い世代の成長への婦人の援助活動を如実に見せていただいた。



今日の売春は ヒンコンが原因でない

菅原通済

我田引水ではないが、売防法実施後の成績は、まあ上々と云ってよろしい。

文句をつけねばきりが無い。が、これは当局者として、大いに鼻を高くしてよろしいことで、世間でとかくの非難のあるのなんかは、気にすることは無い。蛙のツラに雨、蓮の葉に夜露で、一向差支えない。

勿論、私も、内輪の方々に對しては、なんの坎の、文句は言う。ハッパもかける。が、大体論としては、成績良好、外部の人には九十点と言ってエバっている。

いちいち文句をつけねば、どんなことでもアラなんてものは、いくらでもある。

第一、自分等で作った売防法に、これほど不熱心な歴代政府はない。

売防法の出来たとき、鳩山内閣の閣議で、この所管にしようかと話し合ったが、どの省も逃げ腰で、牧野良三君が入院中でなければ、法務省で引受けたのだろうが、とどのつまりは、

人のよい厚生省の大臣神田博君が押しつけられたくらいだ。

政党といつても自民党の如きは、厄介ものの私生児扱いだし、大蔵省に至っては、売防法が出来た以上、売春婦はいなくなったものと思っているのか、予算なんかのときは、ケンもホロロだし、性病対策なんてことをいおうものなら、いい事をしておきながら何ですといった認識しか持ち合わせない始末なのだから、まるで継子扱いで、この五年間の関係課、係員、それにつれそう諸君の苦心たるや、なみだいていのものでなかった。

この中心をなす売春対策審議会にしても、始めのうちこそ総理府で、熱心にテイクケヤししてくれたが、次第に継子扱いが板につきはじめ、社会党議員や女流委員が遂に、業を煮やして、政府に食ってかかった一幕があった位である。

労働省、法務省、厚生省は協調的だったが、

国警や、警視庁からは、これまたニクマレツ子扱いされたといった方がよい位だ。文部省に至ってはソッポを向いている。

何の因果で、こうもいやがる商売？をせねばならぬのかと、何度あいそがつきたか知れないが、政党の一部の者が、審議会は廃止にするの、会長は交代させるのと噂が飛んだので、かえって闘志が湧いて、とうとう足かけ六年ガンバリ通す結果になってしまった。気の短い私としては、よくもこう辛抱したものだ、自我自賛している次第だ。

ただ、今日になって、最も遺憾に堪えぬのは、業者たちの寝返りだ。一番苦労したのは、何といつても、業者たちの転業であった。罪をにくんで、人をにくまず、なんて生っ白いものでなく、戦後はさうとう業者をおだてて、公娼のあと始末をさせた政府当局のあと始末だけはしてやらぬと、あとくされを残すので、始めから彼等の腹中に飛び込み、それこそ酒間で胸襟を開いて談合したつもりだった。随分女史連や、社会党の諸君から、ほどが過ぎる、との非難も甘んじて受けて、彼等の味方となり了したつもりだった。

それが、どうしたのか、俄然ドデン返しにあい、それこそ先様から、寝返り野郎扱いされたことである。審議会の呼び出しにすら応ぜず、敵扱いされ、しまいに、あの手、この手で、脅迫がましいことまでする連中が出てきたことである。

再三再四、鈴木理事長ほかの反省をうながし

だが、石田とかいう九州ボス連が中心となり、遂に反旗をひるがえしたことである。

が、世論はかえって、これに逆行した。それが遂にあの思うだにいまわしい売春汚職となつて、十数名の汚職議員が、浮かび出たことだ。

こうなつては、私の意図したと全然相反することとなつてしまった。

不幸中の幸いともいうのが、現職者からは三者の犠牲者でことすんだが、それは氷山の一角で、まぬかれて恥なき者が、はたしてどれだけあったことか。逆うらみしている諸君もあるらしいが、あの時苦心惨憺して火消し役をやつたのがわかれば、いずれはお礼をいわれる時がくるんだらう。

が、いずれにしても、私の不徳の致すところ、遂に転業策は失敗に終つた。世間は自業自得というが、そうでない。

ザル法を以て甘んじたのは、城を攻めるのに血を見ないのが、上の上策なのに、遂に血を見たのは、かえすがえすも残念であつた。止んぬる哉である。

必要悪だ、少年性犯罪や性病がふえたのは、売防法のためである、などと一知半解の議論をばく評論家、医者、政治家に対する反論をするのは、いそがしい、眼の廻るような生活をしている私には、出来ない相談だ。

彼等は、商売で遠吠えしているだけで、駄犬と思えば腹がたたない。

こうした千年蝕ばまれた売春なんてものは、一片の法律なんかで片付くものでなく、十年、

百年、国民が心して気ながに、遠廻りしながらでも、一人々々なくしてゆくことに協力せねばならぬことで、ドロボウが刑罰の対象になつていても、なくならぬのと同様である。而も刑罰にすら該当しない、男女間合意の売春なんてものは、如何に文化立法で、売春することは悪いことですと、規正されていても、違憲にはちがいないが、容易になくなるものでない。

昨日までの売春の原因は、ヒンコンにあつた。また八十%までがそれであつた。

だからこそ政治のヒンコンが、売春の根本原因とされていた。それならまだどこししようもあるので、さして骨が折れなかつた。

ところが今日の池田財政は、所得は倍額、生産も、なにもかも倍増で、ヒンコンという字は字引にもない時代になった。今日あつて、明日がないのかも知れないが、兎も角ヒンコンは姿を消した。治にいて乱を忘れぬ一部の者は別として、山間僻地に致るまで電気器具を持たぬ家庭を見ぬほどヒンコンの風はやんだ。

ところが、売春婦志願者？ は、一向にあとをたたない。

何故だろうか？

今日の売春婦の型は、一年前とはガラリと変つた。彼女等は一部の者を除き、最早被害者ではない。独立経営者だ。

親を養ひ、弟の教育費を負担するという、見当違いの英雄感にかられての事で、なるべく安直に金をむさばる商行為？ であり、ピンクのブラウス、ナイロンの靴下かせぎの虚栄心の権

化が半数以上をしめているといつても過言でない。

ヒモは彼女等を縛つてはなさなかつた。暴力による搾取だつた。然るに今日は、共同経営に移行した。ヒモは営業の一部門を担当する技術者でしかなく、なかには一歩先きんじて、ヒモをあやつる経営主となりつつあるのが彼女等の現況だ。

テンポは早い。こうして原稿をしたためている間にも、どんな変化が起こるかはや予測し得ないのが、今日この頃である。

私が自らザル法と称して、自慢していたのは、か弱き彼女等に刑罰を以て望むのは、如何にも大人気ないと思つたからのことで、必ずしも男女合意の上の売春を刑罰の対象とするのは、違憲であるとか、取締に限度があるとかの便宜論からでなく、先ず以て、周辺から退治するのが、戦のカケ引と思つたからのことであるが、こうも思いあがつた売春行為は、この上放置すると、いったいどこまでつけあがるか、さげんのないことにならんとおかざらない。いやでいやでたまらない単純売春処罰論に賛成する時がないとは断言しきれぬ世の中となりつつある。

万一、そうなつては、何もカモおしまいだ。

— 売春対策審議会会長 —

求人件数からみた充足状況
(昭和35. 3, 地方中卒)

規 模 別	求 件 人 数	完 全 充 足	一 部 充 足	完 全 未 充 足
5 人 以 下	12,879	12.3%	5.7%	82.0%
6 ~ 30 人	10,841	11.8%	15.4%	72.8%
31 ~ 50 人	1,551	15.2%	32.6%	52.2%
51 人 以 上	1,692	24.6%	38.5%	36.9%
計	26,964	13.0%	13.3%	73.7%

(資料出所—東京都労働局)

確かに現在の各企業における若年労働力の不足は著しく、例えば昭和三十五年三月新規学卒者に対する求人が中学卒二・〇倍、高校卒一・二倍といった数字からもうかがうことが出来る。このような情勢の下に求職者は、より良い条件を求めて大企業へ向かった結果、地方より比較的条件の良いと思われる東京都にお

いても、小零細企業の充足率は上表に示されるように一名も人が来なかったところが五人以下の規模で八二%、六〜三〇人の規模では七三%もあり、労働力の大部分を若年層に依存しているこれら中小企業の存続さえ脅かすに至っている現状では、雇用問題が問題の焦点となることは当然の成り行きでもある。ところで、このような求人難の中で漸く雇い入れた青少年の定着状況は至ってかんばしくない。東京商工会議所の「商店員労働実態調査」(昭和三十五年)によると、調査対象一、〇〇〇商店における昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで一年間の新規採用者のうち、約二七%が一年以内に退職をし、特に規模の小さい商店はその率が高くなっている。多くの手数をかけて雇い入れた労働者が、ようやく一人前に働ける頃になって逃げ出されるのでは、使用者としても耐えられないことであり、その定着を図るためにも、先ず労務管理全般についての配慮が必要になって来る。ことに勤労青少年は労働者であると同時に、人間として、また社会人として成長の過程にある者であるから、成人労働者とは異なった管理と指導が必要なることは言うまでもない。

労務管理において先ず問題となるのは、労働条件の向上であるが、これについて最近少年の非行が逐次増加しており、とりわけ勤労少年の非行増加率は、学生生徒少年・非行少年全体のそれをいちじるしく上廻っていると言われ、その増加の理由が余暇時間の増大によるものが多いとされる。上表は警察庁調査によるものであるが、これをみると、昭和三十四年の勤労少年の犯罪増加率は昭和三十年の一・三倍となり最も高い。また地域別にみると、勤労少年の多数が居住している東京・横浜・名古屋・京都・大阪・神戸の六大都市の勤労少年刑法犯罪増加率は同じく昭和三十年に比して後者の一・二倍を上廻る一・六倍となっている。そして、さきに本誌にも発表されたことのある「年少労働者余暇状況調査」において、週休制、一せ休業等の実施あるいは余暇増大によって遊びぐせ、夜遊び、こづかいの浪費等年少者の素行に悪い影響があったと回答した事業場が回答総数の三七%あったことなどから、職場外の生活について多くの使用者が危うい念を抱いていることがうかがわれる。しかし、前記の余暇利用状況調査の結果をみると、年少労働者の余暇時間は、平日において二時間前後で、休日とも月一〜二日のものが五四%もあって従前の状況とくらべてそれ程余暇が増大しているとは認められず、むしろ余暇時間を積極的に拡大し、定めた時期にこれを与え、スポーツ・教養・娯楽のために計画的な利用を図るよう指導することの方が青少年の育成により有効



第十七回

青少年保護育成運動によせて

年少労働課

刑 法 犯 増 加 率

	昭30	昭31	昭32	昭33	昭34
勤 労 少 年	100	100	110	119	131
学 生 生 徒 少 年	100	53	66	74	89
少 年 全 体	100	82	93	102	115
成 人 全 体	100	97	98	96	96

(資料出所—警視庁保安局)

と、昭和三十四年の調査によるものであるが、これをみると、昭和三十四年の勤労少年の犯罪増加率は昭和三十年の一・三倍となり最も高い。また地域別にみると、勤労少年の多数が居住している東京・横浜・名古屋・京都・大阪・神戸の六大都市の勤労少年刑法犯罪増加率は同じく昭和三十年に比して後者の一・二倍を上廻る一・六倍となっている。そして、さきに本誌にも発表されたことのある「年少労働者余暇状況調査」において、週休制、一せ休業等の実施あるいは余暇増大によって遊びぐせ、夜遊び、こづかいの浪費等年少者の素行に悪い影響があったと回答した事業場が回答総数の三七%あったことなどから、職場外の生活について多くの使用者が危うい念を抱いていることがうかがわれる。しかし、前記の余暇利用状況調査の結果をみると、年少労働者の余暇時間は、平日において二時間前後で、休日とも月一〜二日のものが五四%もあって従前の状況とくらべてそれ程余暇が増大しているとは認められず、むしろ余暇時間を積極的に拡大し、定めた時期にこれを与え、スポーツ・教養・娯楽のために計画的な利用を図るよう指導することの方が青少年の育成により有効

であると考えられるから、前述のような余暇時間の増大が非行増大をまねいているという意見は、少なくとも現段階においては中小企業に働く青少年には当てはまらない。

青少年は身体的、精神的に成熟しないうちに労働に就き、しかも多くのものがその家庭から離れた都会地の会社・工場・商店に就職している。昭和三十五年三月の中卒者を例にとれば、公共職業安定所取扱の就職者約七十九万八千人のうち約二七％が他府県に就職し、そのうち七〇％が東京・愛知・大阪の三大都市に就職している。このように家を離れ都会地に住むものだけでなく、自宅から通勤している者も、周囲の友人の多くが上級学校に進学し、いわば孤立に近い環境の中に生活している状態である。前記の余暇状況調査によると、年少者の五四％が相談相手を欲しており、また、東京都の調査によっても、長く勤められそうもない者ほど相談相手のいない者が多いとの結果が示されている。

とくに経営規模の小さい企業では、使用者や上長などとの接触は大企業より密接であるために、相談相手を得ることは比較的容易である反面、使用者上長の性格・態度の如何によっては、他にこれに代るものが殆んど無いだけに、青少年に接する方法は十分な配慮が必要である。青少年期は一般に大人と子供の中間期で、肉体的にも精神的にも極めて不安定な時期であり、また自我にめざめ自己主張を行なうようになり、大人を軽べつ的ながめる反面、大人として扱われたいとか、周囲に自分の存在価値を認識されたい欲求が強く表われる時期であると言われる。特に、勤労青少年は学生生徒とは違って、その日常を支配、従属関係の中に送り、経験的にも技術的にも未熟であるために右のような欲求は抑圧されがちであり、その扱い方に

よっては、絶望的となって勤労意欲を失い、或るいは反抗的となって、職場の秩序を乱すことにもなるが、使用者・上長が青少年の心情を理解し、それに適切な指導を加えるならば、青少年の持つ豊かなエネルギー・熱意によって、企業の受ける効果は離職防止以上のものがある。

最近までに相次いで起こった青少年の暴力犯罪あるいはファンキー・ビート族等によってあたかもすべての青少年がそうであるかのように受取られ、従って抑圧または敬遠のいずれか一方でこれを律し、或るいはまた退職されるのを防ぐために猫の子でも可愛がるような取扱いをする者が無いでも無いが、多くの青少年は職業技能・知識・スポーツ等に関心を多く持ち、早く一人前になりたいといった、昔と変りない健全な考え方の人々が大部分であり、積極的にこれらの関心希望を伸ばすべきであろう。このような現状に対処するため、総理府、中央青少年問題協議会では第十七回青少年保護育成運動（昭和三十六年四月一日―三十七年三月三十一日）の運動目標の第一の柱として「勤労青少年保護育成」をかけた、法務・文部・厚生・農林・労働・建設・警察等の関係行政機関、一般社会および企業体の協力を得て、勤労青少年特に中小企業の勤労青少年の教養の向上、余暇の善用、福祉の増進を行なうこととなっているが、この運動の実施要領の中にも「中小企業の勤労青少年と使用者（主婦を含む）または使用者団体との座談会を開催し、青少年の希望・意見を聞く等相互の理解につとめること」とか「休日等勤労青少年の余暇生活においては、教養の向上、健全娯楽・スポーツ・レクリエーション活動等によって余暇の善用をはかるよう適切な指導を行なうこと」とし、職場における人間関係の向上、教養訓練についてありふれた方法ではあるが、重要な一つの方法を述べ

ている。

年少労働者福祉員制度が設置されて以来の活動状況をみると、多くの福祉員がこのような座談会の開催、余暇善用指導を行ない、それぞれ成果をあげているけれども、青少年の希望の相当部分を占め、余暇活動の前提ともなる労働条件の改善については、個々の企業の経済的条件、社会的な慣行などの理由のために、なかなか協力を得ることが困難なようである。

中小企業における初任給賃金の引上げ率は大企業のそれを上回り、そのため初任給賃金に関する限り規模別格差は、五〇〇人以上の規模を一〇〇とした場合、九九・一五人の規模において中卒男子九〇、女子八七で前年の八二・八四と比較してそれぞれいちじるしく縮小しているにもかかわらず、中小企業への就職率は前年よりさらに減少しているのは、賃金額のみがすべてではないことを物語っている。

一せいで休日制とか、一せいで閉店制とかは、地域的な協力体制によって労働基準法の定める基準に接近させる方策であり、終局的には適正な労働条件の確保にある。いかに人間関係が重要視されていたとしても、劣悪な労働条件の下にあっては勤労意欲も生じ得ない。特に青少年の場合、労働の身体に及ぼす影響は大きく、資一的な発育が阻害され易いことは、全日制と定時制の生徒を比較すれば明らかであり、このためかつては富国強兵の立場から年少労働者の保護が説かれたこともあったが、次代の産業人としても、また一個の人格としても劣悪な条件から保護されるべきことは言うまでもない。

個々の企業において労働条件を高め、人間関係を円滑にすることと勤労青少年非行の防止とは全く別個の領域に属するものではない。非行という反社会的な行



山内宣

—半導体工場で作業する女子工員—

数年前「週刊朝日」が「日本の企業」というシリーズものを評論家大宅壮一氏に書かせていた頃、当社も取上げられたことがありました。その後このシリーズの順番が「東芝」に廻ったとき、東芝のトランジスタ工場を見た氏は、さきに見た当社と見比べて、進歩的ジャーナリストらしい観察を下して「ソニーは東芝のため、技術革新時代のモルモットの役割を果たしたことになる」という感想を洩らされたことがあります。つまり、小資

本の企業が冒險的な事業に手を出し、その企業化にやっと成功したと思うと、大資本の企業が十分の資本投下をして、その成果を横から頂戴していくのです。

この記事は当時社内にもかなりの反響をよんだものでした。そして社内にも一種のファイトがわき起こり、わが社はモルモットか、モルモットで結構じゃないか、という気構えが早速醸成されました。これは創業の始めから当社のトップがもった経営の理念が全体に浸透して

いた結果だと思えます。敗戦の国土の上に立って、そこから新たに起こし得るものといえはわれわれが自分の頭脳を活用することであり、またたよりにするものとは、われわれの勤勉と手先の器用さ以外になかったわけですね。そこからたとえ苦しくとも他人のまねをせず、新しい製品を造り出して新しい需要を開拓する、という根本方針が打ち出され、終戦後の数年間の苦しい時代を経て、漸く新製品をもって業界に地歩を固めることができたわけですね。こういう経験はパイオニア精神とかフロンティア精神というものを身につけることになり、大宅氏の批評を機会に一脈のユニモアをこめて「モルモット精神」という言葉が人々の口に上るようになりました。いわばモルモット結構と聞き直った格好です。

このような気分は当社のいろいろな面に現われています。例えば職制一つを取り上げて見ても、三、六〇〇余の人員をようする現在でも、それは多分に人本位につくられており

ます。職務の責任範囲もそれを担う人の能力に応じてきめるといふやり方です。やや固定しているのは部くらいまでで、課になるとその改廃はかなり頻繁で、時として相当規模の会社ならどこでもありそうな庶務課や人事課というような課が消失することがあるのです。もちろんそれらが分掌していた仕事は全然なくなるというわけではないのですが、その仕事量はその時々々の情況に応じて増減するといふわけですね。従って、かつては職場の移転組替え、いわゆる震度一くらいの小地震が、数か月周期で起こって社内名物となった時期もありました。このような態勢もみな急激な発展途上において、その時々々に当面してくる問題に果敢に取り組むため、責任を負わされた人に従って、その人の動きやすいような組織をつくるという考えから出発したものだと言えます。

さて労務管理ということも上記のような経営の理念と企業のおかれた現実とを背景にしてあるわけです。しかし経営の理念がモルモット精神だからといって労務管理が人間を実験動物のように扱うことが許されるというわけではありせん。むしろ仕事は結局人間がするものであり、ということ、そこから仕事において人間を第一主義と考えるということ、これがモルモット精神の帰結であると言わねばなりません。このことは「形態は大会社になっても、その精神は大会社にならず町工場であることを、私は一番望みたいのです」という、社長が、本年々頭の

部課長会同で労務管理について管理職の心構えを語った言葉のうちにうかがえると思います。

しかしこれに少し説明を加えておきたいと思うのは、われわれが町工場の経験をもっているということ。当社が創業したときは三〇人足らずの間借り工場でした。そこから徐々に発展してきたのです。このことは町工場的な人間関係の中に困難を乗切って伸びてきたバイタリティがかくされていたということを意味します。そしてそれは、当社の町工場時代にそこに一脈の研究室か研究所的な空気、形式に拘らぬ自由な空気、目的を理解すれば各人が自発的に力を集中するという習慣があったことによると思われます。つまり当時、各人が自分の職場を大切に、自分の仕事に誇をもち、仲間を大切に、するという気持ちをもつよう職場をもつて行くこと、すなわち、各人が自分の職場を自らの人間的成長と社会的責任を果たす場であると考え、るように職場をもつて行くことが、経営者が果たした責任であり仕事であったわけです。

やがて当社は資本的には最初の一九万円から一〇〇万円代に、更に一、〇〇〇万円代から億を超え二〇億になろうとし、従業員は最初の三〇数名が一〇〇名となり、五〇〇を超え一、〇〇〇を超えて今や三、六〇〇余に達しました。そしてその人員構成も、最初は町工場とはいえない大学高専卒の経歴をもつ者が多数を占めていたが（これが町工場としては特異点であったかと思いますが）、昭和三二年の半導体製造開始とともに中卒女子を地方から集団採用した結

果、女子年少者の数は急激に増加し、更に技術的發展は既に他社歴を有する技術者を多数迎え入れるに至り、これらの事柄は人員構成その他の面に大きな変化を与えるものとなりました。他方、生産方式も、量産方式を導入せざるを得ず、能率的な生産方式や機械の導入は必須の要件となり、製造にはコンベヤシステムが導入され、事務にはIBMが導入されて来ました。

ちょうどこのような近代化が始まった頃に労働組合の結成の動きもまた出てきました。もちろんこの場合にも目前に組合を結成して会社と争わねばならぬ特定の問題があったというわけではなく、むしろ会社の生長に応じて従業員の中にも意識の生長があったと言うべきでしょう。従って両者の行動のルールをきめる労働協約の締結が最初の仕事となり、会社側は課長グループの中から労務問題を担当する委員を選んだ。以上述べたような企業拡大に伴う変化の一つ一つが、それぞれ自身の論理をもち、かつその存在の条件をもっています。そしてこれらは人間関係に大きな影響を与えずにおきません。このような事態に直面して、生産性の向上と人間形成ということが一体とし促進されるためには、どのように職場を形成しなければならぬかが、解決を要する問題となってくるわけです。

そのためには特定の職業教育を受けた者以外の者に対して採用に当たって職業適性を発見しておくことが必要となり、中高卒の者に対して

労働省制定の職業適性検査の実施をし、更に職務分析を行なって職務の種類等級を確立する努力を行ない、人事異動に当たっては職務への適応を確めるテストを導入するなど、現状認識への努力をつづけております。しかし、これらと平行して今一つなすべき仕事があります。それは教育という仕事です。そしてこの場合にも、当社が手をつけたのは、最も遠い地点からと言えましょう。すなわち、技能者養成や職業教育からでなく、中卒者の義務教育の完成という普通高校教育から始めたのです。このような仕事を始めた動機は本年一月、この学校の開校に当たって社長が語った次の言葉の中に読みとっていただければかと思えます。「この学校の試みは、会社と直接に関係をもたないものをやろうという初めてのものです。会社が皆さん一人一人の集まりである以上、皆さん一人一人が一步一步と前進し、自分の人間形成のために努力して下されば、それは結果的に会社にプラスするわけです。そしてこのような試みが成功すれば、それをさらに拡げて行きたいと思えます。」

営利を目的とする会社のすることとしてはいささか迂遠にすぎると思われるかも知れませんが、よき樹がよい果を結ぶということを思えばその精神は了解していただけたと思えます。結局、労務管理ということも単なる生産手段に附属した技術でなく、われわれが互に、その人生の大部分をすごさねばならぬ職場の中に人としての生きがいを見出す道だと思っております。

アメリカにおける 年少労働あれこれ

江花永徳

昨年八月二五日の朝、八時四五分、ワシントン空港に降り立った私たち労働省関係一行五人は、ICA（国際協力局）長期研究生として六か月にわたるアメリカ生活の第一歩を印したのである。大ざっぱに言って、この滞在期間の約半分は、ワシントンに止まり、残る三か月は視察旅行に当てられたが、昨年は、ちょ

うどその期間に皇太子御夫妻の御訪問、加えて四年に一度の大統領選挙に遭遇するなど、またとない好機会に恵まれたことは、私にとって誠に幸いであった。「女の天国」として知られるアメリカの第一印象は、何といても道が立派で素晴らしい。これには誰も異論をさしはさむ余地はないだろうが、私として、特に

言えることは、正に天国を裏書きするかに思われた。

ところで、私のアメリカでの研習が、年少労働問題に主軸がおかれたのはいうまでもないが、これに加えて婦人労働、家内労働、青少年の非行問題等にもつながるプログラムが組まれた。従って、訪問先も、労働省主管課はもちろん各州の婦人児童担当課或いは年少者の使用許可証の発行所などを巡り、その行政組織や機能について勉強する機会が多かった。

ときには、監督管に随行して事業場監督の実施を観察する機会にも恵まれ、また、労働組合、職業補導学校、少年院、職業安定所その他いろいろの機能をもつ民間団体、五指に余る大学など、広く見聞する機会が与えられた。

以上が大凡その足取りであるが、まず、最初に行なわれたオリエンテーションの後、二週間にわたるアメリカン大学のランゲージセンターでの米会話補習は、期間も短く、編入されたクラスの関係もあって、あまり私にとってはプラスしたとは思わなかったが、その間、教育制度、宗教の現状などのあらましを聴講できたことや、私たちと同様、東南アジアや中南米から参加している多くの国の人々と交歓できたのは、忘れることのできない楽しいひとときであった。

とも、州際通商の企業には連邦法、州内通商のそれには州法を適用するといった風で、一見極めて複雑である。

法律の内容もバラエティに富み、法的には、全国的に一般的傾向を把握することは困難だといわなければならない。例えば、ミシガン州は女子の労働時間を一日一〇時間、週五四時間と定め、また大部分の州がもっている婦人と年少者のための最低賃金法もなく、成年男子についての保護規制は全く皆無である。

このような立法上の後進性をもった州もあり、先進的な州と各種各様であるが、併し、実際には、労働組合活動や団体協約或いは、連邦法適用などの影響から或る程度平均化された労働条件が、大多数の労働者に維持されている。従って、労働時間にしても一日八時間、週四〇時間から四八時間制をとっているのが現状である。アメリカでも西欧諸国の例に洩れず、労働法の最初は児童労働法に端を発しており、一八一三年にコネチカットで通過したその法律は、使用している児童に対し、読み、書き、算数を教えるなければならないことを使用者に要求したものである。その後、年少労働者の最低年齢（一二歳）を最初に採用したのは、ペンシルバニア州であるが、これは、最初の連邦児童労働法が制定された一九一六年から遡ること、実に六八年前の一八四八年に立法化されたものである。こうした歴史をもっているだけに、ここで

いても、州際通商の企業には連邦法、州内通商のそれには州法を適用するといった風で、一見極めて複雑である。法律の内容もバラエティに富み、法的には、全国的に一般的傾向を把握することは困難だといわなければならない。例えば、ミシガン州は女子の労働時間を一日一〇時間、週五四時間と定め、また大部分の州がもっている婦人と年少者のための最低賃金法もなく、成年男子についての保護規制は全く皆無である。

このように立法上の後進性をもった州もあり、先進的な州と各種各様であるが、併し、実際には、労働組合活動や団体協約或いは、連邦法適用などの影響から或る程度平均化された労働条件が、大多数の労働者に維持されている。従って、労働時間にしても一日八時間、週四〇時間から四八時間制をとっているのが現状である。アメリカでも西欧諸国の例に洩れず、労働法の最初は児童労働法に端を発しており、一八一三年にコネチカットで通過したその法律は、使用している児童に対し、読み、書き、算数を教える児童に對し、読み、書き、算数を教えるなければならないことを使用者に要求したものである。その後、年少労働者の最低年齢（一二歳）を最初に採用したのは、ペンシルバニア州であるが、これは、最初の連邦児童労働法が制定された一九一六年から遡ること、実に六八年前の一八四八年に立法化されたものである。こうした歴史をもっているだけに、ここで

は、一八歳未満の年少者の使用許可に当っては、必ず医師が内科、目、耳を診察し、その結果に基づいてのみ許可を与えてゐる。フィラデルフィアでは、医者と女医とがそれぞれ男女別に、年少者を担当し、毎日、正午まではこの使用許可証を發行する事務所（スクールオヒス）に出頭している。医師の身分は、保健医で俸給は政府からであるという。このような他機関との緊密な連けによる制度の素晴らしは要するに、この州が如何に勤労青少年対策に力を入れているかを物語っている事に他ならない。

周知のようにアメリカの最低年齢は一六歳であるが、一八歳未満の者については凡て使用許可を必要とし、大部分の州がこれに倣っている。使用許可の種類も分類され、例えば、一六歳以上で全日労働に就ける年少者向けのもの、パートタイムのもの（修学期間中又は夏期休暇中のものの別もある）、街頭労働に就く者の許可など、色分けした許可証カードを使用し区分しているのが通常である。

なお、年齢証明書は、一八歳以上の年少者の年齢を証明するもので、州によっては、二一歳未満までの者を対象として發行しているところもある。この許可制度に関連して特筆大書すべきものは、映画演劇、テレビ、ラジオ等の子役に対する取扱である。特にハリウッドをもつカルフォルニア州での映画子役については、周到な制度が用意されている。ロス

アンゼルスにある許可証を發行する事務所（スクールオヒス）で扱う一年間の許可件数は、一四、〇〇〇件、夏季休暇に働く年少者の許可は三九、〇〇〇件にものぼっている。このうち、現在、映画関係の子役は三、二〇〇人いるが、彼等の義務教育を果たすため、スタジオに派遣されている教師は六三人で、最高、生徒一〇人に対し、一人の教師が配属されることになっている。スタジオにおける年少者の労働時間は一日四時間に限られ、一時休憩、三時間はスタジオ内の学校で公立学校と同様の範囲で勉強させることにしている。ロケーションに出かける場合は、子役一人に一枚の独立した教室があてがわれ（これには移動するための車輛がついている）、先生も共に移動するよう仕組まれている。ワーナー映画社のスタジオで、その実際を見聞したが、その教室は会社の責任において造ることになっている。この制度は、立法

前既に一九二九年から事実上開始されたもので、映画社からの要望により、労働機関、教育機関との協力により実現された。なお、子役の賃金については、親権の乱用を防止するため、裁判所の介入により、収入の一〇%はその子役が満二一歳になるまで信託に預けなければならない。たまたま親の中には、子供を喰物にする者もいるので、その防止には頭が痛いといふこと、いづれも同じ問題がつきまといっているようである。連邦法には映

画の子役については規定がなく州に任せられた格好であるが、現在四州（コロンビア地区、ニューヨーク、カリフォルニア、ニュージャージー）がその必要性から法律をもっているに過ぎない。何といつても大部分の映画社が集結しているカリフォルニアの制度がすぐれている。

更に、年少労働の特殊問題として移住農業労働がある。現在、百万近くの移住労働人口のうち、移住農業労働者は五〇万人、一四歳以下が三万人、一二歳以下が一二万人といわれている。この人口は年と共にふえているといわれ、その対策には、一九五四年にミッチェル労働の提案により結成された委員会の強化拡大により労働者の定着に努力が払われている。中部の一部移住労働者はカリフォルニア州に定着したが、なお、移住民の解決策には、政府の努力にも拘らず次の隘路がある。

- 1、教育なく技術をもたないこと。
- 2、言語上の障害があること。（スペイン語と英語とミックスした言葉を使う）
- 3、教育に対する関心がうすいこと。
- 4、農業経営は小規模では立ちゆかないこと。機械化導入と共にスケールが大となり、自営の入り込む余地がないこと。従って、労働力としての存在理由から脱しきれないこと。
- 5、彼等の労働力が米国民の食生活を豊かにしている現実。

移動労働者の背景は、フロリダ、ボトリコからくるニグロと、テキサス、メキシコから入ってくるスペイン人から成っており、前記の隘路に有力な理由を与えている。

当面の対策としては、

- 1、住宅の改善
- 2、児童労働の禁止と教育機会の拡大
- 3、安全教育の普及指導

に重点をおき、将来の技術教育による生活改善に期待をかけている。十年前は、全米人口の過半数は農業人口であったが、現在では一二%に減少している。機械化の導入による労働災害の発生と技術教育の必要性がこの分野にも強く要請される理由があるといふものである。いずれにしても、移住労働者の子弟の問題は、年少労働問題中、大きな比重をもっていることは否めない。

紙数の関係で、他の問題にふれることができないのは残念であるが、ともあれ、あの広大な土地と豊かな天然資源とを背景にしているとはいへ、多種多様な異人種を抱え、多くの問題をもちながらも、アメリカが世界の一大強国を誇り、あのような経済的繁栄をもたらした根源は一体何か。私は私なりに一応の解釈をとってみたが、私にとっては、この六か月に亘る滞在中の最も大きな興味はこの一事にあったといつてもよいであろう。

——労働省年少労働課、事務官——

イギリスの成人教育

久保田真苗



サーピトンを流れるテムス河

英国では成人教育が盛である。それはもとも民間のきわめて自発的なイニシアティブによって生み育てられてきたことが特長である。だからどれとどれが成人教育かということはむずかしい。ただいわゆる学校教育のほかに、大学の「壁の外」の講座（学外クラスを組織して公開講座を行なう）や教育団体、婦人団体、

宗教団体、労働組合等の行なう教育的な活動があって、社会に出た大人の参加できる教育の機会がたくさんあるというところである。私は英国に留学した間おもに二つの成人教育の機関に加わっていた。一つは働く婦人のための寄宿舎制の学校ヒルクロフトカレッジで、もう一つはTUC（英国労働組合会議）がロンドン大学と結んで組合員のため学内に設けたいわば国内留学の制度である。はじめはとくに成人教育の意味や目的について考えたことはなかったが、だんだん成人教育のありかたが英国の社会の一つの大きな特長を示しているように思われてきた。むしろ英国の成人教育一般について語る資格などないから、自分の見聞きした範囲のことを少しのべてみたい。

*人間の成長が基調

ヒルクロフトカレッジはロンドン郊外のサーピトンという閑静な住宅地域にある。外からみたところでは学校とはみえない。ロマンティックなとんがり屋根をもつビクトリア朝風の邸宅にすぎない。しかしこれは英国に六か所ある成人教育の寄宿制カレッジの一つで、毎年平均五〇人の働く婦人が一年間をここで暮している。平均年齢二八歳。下は二〇歳から上は六〇歳に及び、職業も教師・看護婦・保母・福祉事業員・速記タイピスト・司書・工員・事務員・事務機械員等の混合部隊である。一年の間、日頃の労働生活の深みからぬけ出して、ここで学び、ま

た元の職場に帰る人もあり、教員の学校や大学に進んでもっと専門的な職業にかわりたいと思っている人もある。経済・政治・文学・歴史・心理学・哲学等が一般教養科目だが、ほかにレクリエーションの課目として美術・音楽・絵、また、社会研究として、労働行政・教育行政・福祉サービス・労組など各分野で活躍している人との懇談会があり、ニュータウン（計画的につくった産業都市）・工場・学校・展覧会等の見学もしょっちゅう組織されている。

正直のところ、私ははじめこの学校のねらいとするとところがどうもピンとこなかった。働く婦人が集まっているのにとくに労働教育に重点をおくわけでもなく、職業上の研修というのでもなく、進みたい人のための指導というのでもない。雑多な目的をもった人を集めて、ただ教養の向上、視野の拡大をめざすではないかにもう、えん、な話ではないか。そのうちあるセミナーに出た。話が大学教育——とくに婦人の職業と大学教育に及んで、職業教育は大学教育の一面にすぎず、ほかに人格形成や思考力の訓練の面があり、それは職業だけでなく、家庭・社会関係でも価値を発揮するとか、社会は高等教育を受けた人から最大の効果を期待するのだから、やはりそれが職業に生かされるのがほとんどで、よい母や妻はその副産物にすぎないと議論しているうちに、一人の婦人が「それはそうかもしれないが、ゆたかな社会は、それが社会にどう役立つかということとは別に、婦人に高い教育を与えるのが当然ではないか」といった。全くそうだといいながらこの話にケリがついたが、私はその時なせかハッとした。大変平凡なようだがそれは人間本位のものの考え方にいかにもなれなかった人の言葉のようにきこえた。そしてこのカレッジで老いも若きもがそれぞれ、えんともみえる勉強にコツコツ精出したり、のんびり絵をかいいたりしている姿、こんな学校のあり方を改めて見直した。なによりもまず人間としての成長に価値をおき、個人の知性や能力をのばし、視野を広め、それを通じて移りかわる社会に対応できる市民、進んで社会的責任をうけいれようとする市民がつくれることを期待する。こういう行き方は、この種のカレッジに限らず、WEA（労働者教育連盟）やTUCの労働教育についても多かれ少なかれいえることだと思う。WEAもやはり二〇世紀初めに民間の発意で始められた成人教育の団体で、大学や労組の支持をうけながら、「壁の外」の講座、夜学・週末学校・夏季学校・通信教育・講演会・研究会等多様な活動を行なっているが、やはりこんなところには教育の目標をおいている。もっとも最近ではもっと職業や実生活、組合活動に直接役立つ知識技術、ないしはレジャーのための趣味の手ほどきというふうなものもとりいれるべきだという声がある。

「労働者」の看板をかかげながら、とかくホワイトカラーばかり集まりがちなのは、教育内容が実際的でないからだという批判もある。またそれと反対に特殊教育、技術教育が今や一般教育を征服しつつあるのは困ったことだ、専門化、分化の世の中だからこそ成人教育では一般的な教育がますます必要ではないかという議論もある。ともかく今のところWEAはいろいろ間口はひろげながらも一般教育の基調を断固としてかえていない。

ヒルクロフトでの学習はふつう自分の選んだ主な課題について、エッセイ（作文）・テュートリアル（個人指導）・講義・セミナー（討論）の四本建てで毎週がくりかえされていく。テュートリアルは自分のテーマとか書いたエッセイについて自分の選んだ教師と話しあう時間で、最も重きがおかれている。雑多な目的をもった人が集まっている以上個人指導に重きがおかれるのは当然だろう。ある教師は、テュートリアルは *Meeting of Minds* の機会だといった。心のふれあい、考え方の交流とでもいうのだろうか、話しあうことを通じてジックリ自分の考えをねっていくというやり方である。だから学生数に対して教職員の数が多く、合計したら二人に一人くらいの割合になるだろうか。小人数の学生のためにこんなやり方で寄宿制の学校を運営するというのは、いくら質素にやってもずいぶん金のかかることである。

先に述べたようにこの学校は民間の発意によって生まれ、戦前は民間人の寄附によって支えられてきた。学校の運営はフロレンス・ハンコックという婦人労働運動家を理事長として労組・婦人団体・大学・成人教育関係者の理事会によって行なわれている。しかし戦後英国が福祉国家としての一步をふみ出した時に、成人教育についても、それが単に学校教育に恵まれなかった人のための補足教育とか、余暇利用の一方法とかいう考え方から、成人教育は民主社会の恒久的な必要だという考え方——従ってそれは公の責任だという考え方に移りかわり、この学校にも国から補助金（四割）が与えられ、学生にはそれぞれの地方政府から学費、生活費が与えられるようになった。もっとも地方政府によっては不足している教員や福祉事業員を志願する人を優先的に援助するという噂がある。だからNCLC（全国労働大学協会）とか協同組合カレッジとかのようにあくまで自前経営を建前としているところもある。ヒルクロフトにしても全面的に国の援助を受けるよりは、自主的な努力で維持する面を残しておきたい気持が強いようである。

* 社会の問題を知らせる

税金完納の懸垂幕、不良化防止の立看板から××週間、〇〇運動と日本では役所や警察のよびかけが大変はである。それでいて政府の重要政策について国民へのPRがたりないなど嘆きをきくのは

一体どうということなのだろう。英国では役所のよびかけというようなものを殆どみかけなかったが、国や社会の重要問題が一般によく知られ、議論されている点ではなかなかすぐれていると思う。そしてその意味でも成人教育がかなり大きな役割を果たしていると思う。たとえば政府の諮問委員会の報告書は一般に広くよまれているが、ヒルクロフトでもそんなものが参考書によく使われるし、セミナーでも討論の対象になっている。国連の報告書もよくよまれる。英国では諮問委員会制度は長い歴史があり、民主的な行政制度として権威をもってきた。委員会はたいして重要問題毎に組織され——

TUCの大学コースや夏季学校（去年一夏に単産のものとは別にTUCは八〇か所でひらいている）は対象がもっとしぼられるから、教育内容もそれなりにしぼられるが、それでも経済、政治、教育、労働問題等の各方面にわたってかなり幅がひろい。団体交渉とか賃金とかに関する特殊訓練は別として。このことはTUCが国、地方、市町村の各段階で種々の委員会等に労組代表を全面的に参加させ、政治的にはもちろん社会問題、教育問題等に広く強い発言力をもっていることから当然だろう。国のレベルの委員会では労組代表の二二%が婦人だそうである。

例えば男女同一賃金とか、年長者の雇用問題とか、教育制度の改革とか——各界を代表する専門家によってがっちり調査研究が行なわれるから資料としてもぬちがある。年長者の雇用問題についての報告書が英国の人口老齢化の実態を知らせ、年長者の雇用問題の重要性を一般に受入れさせた力は大きいといわれるし、国連の報告書にしても、後進国の実態や、後進国との経済的依存関係についての認識を深め、後進国援助への関心をよびおこすのに大きな役をかつている。こういう報告書がつみかさねられ、無言のうちには人々の考え方に影響を与えてきたことはたいへんなものがあるという。長い目でみれば事実によさる啓蒙はないということの好例だろう。

ついでながら、TUCのコースに参加して興味深く聞いたのは、このごろ組合員の組合に対する関心がどうもうすれがちだということだ。完全雇用下では失業があまり心配でないし、賃金もせり上がっている傾向だから、昔ほど組合の有難味がないではないか、ということらしい。それで完全雇用下の労組の役割はなにかという点に関心がむけられている。ではそういう状態では組合はいらないかといえ、とんでもない、まだ片付かない労働問題がたくさんあるという。例えば大多数の人間が職場で機械化され、自分を殺して働いている状態がこれではないだろうか、ふつうの一工員が工場や産業の問題に発言権をもつような組織が考えられないものだろうか、職場の組織にしても

ラミッドを平たくしてなるべく多くの人に権限や責任を分散し、一人一人の自主性の範囲をひろげてはどうかなど、一般的な考え方ではないかもしれないが、そんな議論も出ていた。家代々の民主主義を産業組織の末端にもちこもうというところらしい。

*進んで社会奉仕

成人教育と直接関係のないことかもしれないが、ヒルクロフトで学校や寮の雑務が学生の自発的な協力であつてうまくこなされていくことが印象に残っている。きまっていた当番や役員は別として、臨時の仕事——図書点検やカードの整理、会合の接待から皿洗ひまでたいい希望者の自発的協力であつたが、ふしぎと必ず誰かが名乗り出る。まったくボランティア・サービスこそ、この国のお家芸である。

昨年は国連の難民救済の年だった。ヒルクロフトでも学生がこれにどう協力するかということまでひいたを集めた。丁度あちこちの大学で週一回夕食をぬいて寄金をつみたてる運動が起り出したのでそれをやるかどうかについて有志の人達から皆にアンケートが廻された。少数の反対があつたりしてこれは実現しなかったが、そのかわりオープンデイ(一学期の一日曜日に学校を開放して、友人、地域の人、卒業生連と懇談会を行なう)を期して募金を行なうこととなった。まず演劇部の人達が避難民にちなんだ劇をつくりそれをみせることになった。学生が

自分の持物を出しあってバザーもやつた。手芸品、アクセサリ、本、文房具、置物等へんてつもないものだがみな売切れた。日本を出る時せんべつにいたいたけしやろうけつ染などはアツというまに売れてしまった。当日出す茶菓

子にいくら金をとってはいかぬ案もあつたが、茶菓は学校の経費でまかなわれるのに、それに金をとろうとは見下げた根性だと学校側の横槍が入つてやめになった。百人くらいのお客が来て六万円くらい集つたが、なにしろこの時の皆の熱のいれ方はたいへんなものだった。街頭募金に加わつた人も何人かいたらしい。

英国でも街頭募金はよく行なわれる。しかし未成年の学校生徒が砲列をしいて呼びかける風景はみられず、たいいてい婦人団体の人などが一人でひっそり街角にたっている。お金をいれバツジをもらうと両方でサンキューといっている。もうとも買物の時もそうだから口ぐせだろ

う。喫茶店やレストランにも児童福祉施設の募金用のマッチがよくおいてある。日本の喫茶店ならマッチがただでもらえるが、英国では買えば一ペンスのものに、三ペンスなり六ペンスなり入れることが問々あることになる。もつとも子供の生活は国が保障するのだから、宗教団体等の民間団体が施設を経営するのは重複だし非効率なことだという人もないわけではないが、今のところ民間の社会事業も国の社会保障と共存している。

婦人団体の社会活動はきわめて広汎に行なわれている。婦人労働者の組織化や

苦汗労働の廃止に口火をきつたのもとはといえば中流階級の婦人の団体だった。とくに社会福祉のためのサービスはこの面で欠くことのできない要素になっている。いちど Women's Voluntary Service (婦人社会奉仕団) という婦人

団体の事業を見にいったことがあつた。この団体は百万人の会員をもつ大世帯だが、給料を受けている職員は一二〇人で、他はすべて自発的な奉仕で一人一人が何等かのサービスを提供している。戦争中は疎開や罹災者の救援に忙しかつたが、今は老人・子供の施設や病院での奉仕、災害・難民等の救済事業が主である。自宅にいる孤獨な老人や病人をみて廻ったり、温い食事を配って廻ったり、必要に応じて医師や買物の世話をしたりもする。母親を助けて買物などをてつだう十代の少女少女も多いそうだ。老人は一応年金があるから、金銭や物を与えるというより、娯楽の機会をつくつたり、話相手になったり、世話をしたりして、コンパニオンシップを与えるということのほうが大きい。それが会員自身にもよい社会経験になっているという。病院では看護婦が本来の仕事に専心できるように看護婦の補助をしている。一月に半日でもいいから規則的に行なうことで、奉仕のダイヤルが組まれている。もちろん交通費まで自弁である。

英国ではボランティア・サービスは長い歴史をもっている。よく電車をのりかえ

たロンドン郊外のウィンブルドンの駅のホームに、皮製の寄金箱を背おった白い犬のはく製がガラス箱におさまって置いてあつて、それにこう書いてあつた。「ウィンブルドン ネル。一九一三年二月二十七日死す。この犬はこのホームで一九〇四年から一九一三年の間、南部鉄道従業員組合、孤児院のために八〇〇ポンド、その他の慈善のために四〇〇ポンドを集めた。ネルは死んだが今でも奉仕にたち、孤児院のための仕事に貴方の支持が続けられるよう熱心によびかけている。」

五〇年も前の話だが、これをみて寄金を申出る人がその後もとをたないという。大好きなせいか、このホームに立つたびに、私は一つの社会そのものもっている空気に、そくそくと迫られるような気分になったのをおぼえている。

—労働省婦人労働課、事務官—

〔前号訂正〕

四号の長沼弘毅氏の論文中、四ページ

二段目一、二行の

Equal pay for work of Equal Pay

とあるのは

Equal pay for work of Equal Value

の誤りにつき訂正いたします。

(編集部)

(資)(料)(室)



長欠就労児童の保護活動から

「不幸を背負った子たち」

はじめに――

貧困―親の無理解―長欠、これは社会の片隅における連鎖反応である。多くの

は、酒飲みで毎晩遅くなりがち、F子は家に帰っても一人ボッチでさびしい生活を送っていた。

人々が物心両面にわたって、限らない努力を捧げてもお減らない長欠児童。統計的には漸次減少してきているが、まだ、十数万人を数えている現状である。

三十四年十一月、折からの村祭りで、里帰りをしていた姉について、その嫁ぎ先きであるO市に行き、そのまま帰らなくなってしまった。

昭和三十三年六月から始められた、婦人少年室協働員の長欠就労児童保護活動は、この残存するほう大な数字に向かつて、着々と働きかけ、次第にその成果を現わしてきた。

加藤協働員は、長欠就労児童把握のためN中学校を訪れ、F子の件を発見した。担任教師より事情を聞いたときにはすでにF子は家にいなかったのである。学校でわかる範囲の事情を調べ、指導票に記入、そして婦人少年室を通じて、F子の就労先と思われるO市の島田協働員に指導票がまわった。

実際には、まだ多くの問題点が残され、今後の対策活動に待つところが大きいのであるが、ここに、ケースワークの事例を二、三紹介して、ボランティア活動の参考に供したい。

F子は、三十五年三月までO市の姉のもとにいたが、それからU町のパチンコ店に勤めている別の姉を訪ねて行き、そのまま居ついてしまったというわけである。U町におけるF子の状況は、現地の曾根協働員の活動によって明きらかにされた。

【事例一】

協働員のリレー活動で

(愛媛Ⅱ加藤・島田・曾根協働員)

F子の家庭は、父と二人暮らしである。F子は中学三年、十四歳。すでに一年余り欠席し、学校生活からはずっと離れている。失対人夫として働いている父

就労先は姉と同じパチンコ店。住み込んで働いている。午前十時から午後十時

までの十二時間労働、午前中は家事の手伝い、午後は店の仕事をやる。この間、掃除もすれば、使い走りもやらされる。

しかもこまやかに連絡し合って救いあげた好事例である。

【事例二】

お母さん代りとなって

(北海道Ⅱ森田協働員)

午後四時頃までは客も割合に少なく暇であるが、夜は忙しくなり、土曜・日曜の繁忙時はものすごい忙しさである。食事支給の他、毎月約二千元の賃金が支給されていた。

父親が、引越しの際交通事故で全身の打撲傷を負い、再起不能となってしまう。A子は長女で小学校四年生、その下に妹が二人、八歳と三歳、弟が二人で七歳と五歳の四人がいる。母親は突然の不幸に感乱して家を出してしまった。残された子供は明日の生活にも迷う状態となり、全く悲惨な家となった。

曾根協働員は事業場を訪れ、事業主及びF子や、その姉と面接し、就学すべきことについて話し合った。崩壊しつつある家庭の実情をみると、父のもとに帰することは好ましくないと見られた。そこで、N中学校より当地のU中学校へは再三足を運んで、校長や受け入れの担任教師と相談し、登校の準備を整えることができた。N中学校からは加藤協働員の手続により転校証明書が送られて来た。

その後、A子は幼いながらも、弟妹の面倒をみながら父親を看病し、どうにか小学校を修了することができた。民生委員等の協力でA子の一家は市営住宅に移ることができたが、反面中学校との通学距離が遠くなり、中学一年の後半から、遂に欠席するようになった。中学は小学校とちがって費用がかかるので、収入のほとんどない生活保護家庭から通学することは非常に困難なことである。一か月の扶助額は大体一万四千円、これから衣服類の費用まではとても廻らないという状況でもあり、加えて、親代り、主婦代りのA子は毎日家事一切をきりまわす立場となってしまうた。

さて、欠席期間が長いので、F子の学力は相当低下しているとみられる。それを補なうためには時間外の特別指導が必要になるので、そのことも担任教師に十分留意してもらうよう依頼した。こうして、本年一月十三日、F子は遂に学校生活に復帰できたのである。その後、無欠席で毎日元気に通学している。このまま卒業まで無事通いとおしてほしいものである。

しかし、小さかった弟妹も成長して、次第に手がかからなくなったので、父は

一人の長欠児童を三人の協働員が、婦人少年室を中心に、途切れることなく、

次第に手がかからなくなったので、父は

A子を知人に依頼して、ある病院で働くようにした。住み込みで家事手伝いをするのである。朝七時から夕方四時までの九時間、仕事は割合に軽易で本人もつまらないといっていたが、賃金の取りきめはなく、一か月千円位の小遣いの他に衣類が支給されている。どうも、「口ベラシ」の傾向が強い。さて、この場合就学のための措置はどのようにしたらよいだろうか。

先ず家庭を訪問して父親と面接した。父親は身体障害者であるが若干体の自由はきく。「末の子どもも今では七歳、来年から一年生になるし、私も健康が恢復し、どうにか日中の留守番ぐらいはできますから学校へやりたい。A子は一年以上も学校を休んでしまつて、学校の方もどうなっているのか、いまさら頼めた義理でもないんで……」との話。

ちやうど帰宅していたA子が、父親の側から顔を乗り出し、「わたしも学校へ行きたいよ、おばさん!……」だけども……」と、口をにごしてうつむいてしまつた。学校へ行くとしても教科書はもちろん、学用品、履き物、衣服、何一つない。一年半も学校から離れていたA子が果たして再び就学することが出来るだろうか。本人の考えもさることながら、協

助員自身も考えこんでしまつた。

そこで中学校長とも交渉し、担任および各教科の先生にも協力を依頼し、教科書の準備や、クラスへの受入れ態勢など

について配慮してもらつた。

また、日赤奉仕団や隣人から衣類の奉仕を仰ぎ、学用品からバスの定期券まで出してもらうように働きかけ、ようやく登校の準備万端が整つた。家事も、弟妹たちが分担して手伝い、子どもたちが仲よく助け合つてやるように指導して、A子も心配なく通学できるように細かい配慮をした。

現在、A子は毎日楽しく通学している。この際には多くの人の限らない努力が集まつている。学校当局をはじめ、児童委員、婦人会の人びと、隣人等、組織や、個人をあげての協力が、一人の子どもの生活を建てなおしたのである。最初には婦人少年室協働員の存在と仕事など相手にされなかったが、今日ではかなり知られてきたようである。やはり、協働員一人一人の実践の努力が他の人を動かす、社会を啓発したからであろう。

〔事例三〕

もつれた異性関係

(千葉 白鳥協働員)

K子は十五歳である。毎朝はでな服装をして出かけるので不審に思い、近所の人に聞いてみた。彼女は、ある玩具工場に勤めているとのことであつた。

早速、家庭訪問して事情を調査したところ、K子の家庭は父母及び子ども六人の八大家族、父親はだるま船に乗って働いている。収入は相当あるようだが、他所に女を持ち、家へはあまり金を入れないようである。そのため母親は内緒の借金を作ってしまった。高利貸から借りているので利子が高く、月々六、七千円位ずつとられていくらしい。

子どもがつぎつぎと生まれても、父親は家のことなど一向に顧みようとせず、女に熱をあげていて家へはほとんど帰らない。生活は次第に苦しくなるばかりである。K子も学校を休んで家事を手伝うようになり、一年ほど前から完全な長欠児となつていた。

そして、家計の苦しさからK子は玩具工場で働きたつた。雇用主は、学校を卒業したものと思つて雇つたのであり、長欠児であるとは初耳だつたといつてゐる。K子は日給二百円、仕事は、その日、その日で仕上げをやつたり、塗り方をやつたりきまつていない。朝八時から夕方五時までの拘束九時間の八時間労働である。

雇用主と話し合つた結果、ますます工場をやめることは困難であるが、学校と相談して午前中だけでも出るようにしたいとのことであつた。学校とも連絡がついてK子は翌日からすぐ登校することができた。賃金は百五十円に減額されたが、しばらくそのままで通うことにした。

こうしてどうにか就学はしたが、その際に大へんな問題がかくされていたのである。K子は工場の昼休みなどに近くの飯場へよく遊びに行つてゐた。その男

たちと知り合い、ある男と関係していることが判明した。K子の身なりや態度から、早く察知すればよかったのであるが、大分深まつてゐるらしい。いろいろK子に聞きただしたが、はつきりいれない。そこで相手の男に会つて、よく話をした。その男は三十歳位。K子はまだ子どもであるから手を引いてくれるようにと十分に話して帰つた。学校の教師にもよく監視してくれるよう依頼した。

しかし、その後のK子の通学状況はあまりかんばしくない。数日するとまた休み出す。三日おきぐらいに家庭訪問を続けて登校を促した。母親の借金も、その兄弟の共同出資で一時立て替えて返済し、兄弟には徐々に返して行くように話をつけた。周りの折りがうまく結着しても、K子の男との関係はなかなか切れない。年若くこういう異性との交際を知つたものは扱いにくいものである。しかし、次第に会うことも少なくなり、真面目に登校するようになった。

K子が復学して登校したのはわずかな期間であつたが、どうにか中学卒業の免状を手に入れることができた。関係者一同のよろこびは大きかつた。しかし、K子の今後を考えると容易でないものが感じられる。長欠児ではなくなつた、しかし、まだ十八歳未満の年少者である。一人前の人間として社会の責任を負担するにはK子はまだ若すぎる。まわりの多くの人々が、もうしばらく見守り、絶える

ことなく、冷静な指導を続けてほしい。

おわりに

婦人少年室協働員が手がけたケースワークは四百件を突破した。地道な、報われない活動であるだけに、この数字には尊い意味が含まれている。昭和三十五年中にケースワークを終ったものは一〇九名で、そのうち就学させるこ

とのできた児童は五〇名にすぎない。後の過半数は現状をどうすることもできず、残念ながらケースワークを打ち切らざるを得なかったものである。

両親または片親のいない家庭、生活保護家庭、或るいはそれに準ずる貧困家庭、親の品行、不和、争いの絶えない家庭。これらの家庭に育った子どもは多

かれ少なかれ長欠の因子を持っている。現に長欠就労している児童は、これらの家庭の上にのしかかっている問題を一身に背負って働いているのである。問題が複雑だけに、解決には容易でない労苦を必要とするが、協働員の献身的保護活動によって、一人、また一人と、子どもの生活が正しい道に立ちもどり、その生

命が明るく伸びていく方向にむいていくということには深い感動を覚える。以上、活動の一端をお知らせして、あわせて、関係各方面の協働員活動への一層のご理解と、ご協力を切望する次第である。

「人間に一長一短あり」と言われていますが、私どもの業界に來た子を見ますと、仕事の意欲はたしかに旺盛で、何でもやってみたいという気魄がありありと見えます。それで私は、こうして早く社会に出る子は、やはり仕事に才があるのだなと思わずにいられ

相談活動の

経験から

でずいぶんがんばって働いたので、養子にまですると言われるようになったが、丸三年もたつて、よその店に勤めた友だちは大へんよく仕事ができる腕前になっているのに、自分は技術面をちっとも仕込んでもらえなかった、それで劣等感をいだき、焦り出し、技術を身につける店に変わる店に変わ

千円あげてもらうように話しました。これがきっかけで、彼は元氣を取りもどし、昨年十一月のクリーニング師の試験にも合格し、養子の話もまとまって、大へんよい結果を得られました。以上が私が扱った相談活動の一例ですが、私は福祉員をお受けして、一年の間に三件ほど相談を経験しました。

三十五年度の調査で一〇五人です。婦人少年室からは年少者の特定施設の映画や娯楽施設の入場割引証の交付等御配慮いただいて利用しております。組合としては前年は一回の催し事しかできませんでした。今年度は組合の予算審議会に催し事のために二万二千円、年少労働者のための福祉の予算として二万円を計上してもらうことになりましたので、年少者の伸びる基礎をつくるようなお話をきく会や書籍・雑誌などの購入などを考えています。

ある子供は外回りの注文取りなどより技術を身につけたという気持を持つものが多いため、あまり長く外回りにばかり出されていると、途中でやめてしまうことがしばしばあります。

中村 外次

(石川県年少労働者福祉員)

たが、親は自分の気持を理解してくれず、こんなことになったというだけで、主人もろくな顔もしないし、自分も暗い気持ちになって、ますますぐれてしまうのです。

なお、北陸三県で発行している「クリーニング新聞」に福祉員としての私の仕事を紹介し、業者に年少者への理解を深めてもらうように努力しております。

(石川県クリーニング環境衛生同業組合員)

ある店に勤めて三年たった子が四年目からぐれ出して、やめるといふ問題が起これ、私が相談に行きましたが、日常生活のことや給与のことなどよくききましたところ、その少年は卒業後すぐこの店に来て、初めは大へんかわいがられ、子供がない店なので、一人

そこで私は、雇用主の責任を追及し、給与も余り安いようだったので、

石川県のクリーニング同業組合の加盟店は約三百店で、従業員中年少者は



婦人界のうごき

(二月一日～四月十日)

(二月)

一日 昨年「ニセ缶詰」事件として問題になった不正・不良缶詰を追放するため、農林省では二月から一部缶詰に「JAS (日本農林規格) マークをつけることになったが、公正取引委員会でも、缶詰の内容と違う表示や広告を行なった場合は、不正な取引として独占禁止法で取り締まることをとりきめ、二月一日告示し三月から実施することになった。

一日 主婦連合会では「第三回消費者ゼミナール」を四谷の主婦会館において開催、(参加者約三〇〇名) 福田自民党政調会長や、美濃部亮吉氏を招き物価値上がり問題について話し合った。この結果、物価値上りを抑制する抜本的対策の確立と、大幅減税の実施を政府に申し入れるとともに、他団体と協力して、強力な値上げ反対を実施することを決定した。

一日 東京都民生局婦人部では、家庭相談員制度を新設し、二月一日付で二六名の婦人を相談員に任命した。この制度は、家庭や職場の問題そのほかあらゆる心配事や悩みを持つ女性の相談相手になるために設けられたもので、相談員は各区の福祉事務所と三多摩の地方事務所一名ずつ配置され、定期的

に相談日が定められる。

七日 「国民年金をよくなる協議会」が七日結成された。参加団体は総評・中央農業会議・総評主婦の会・婦人問題研究会・くらしの会など二七団体で、協議会議長に社会党の戸叶武氏を選出した。運動方針としては、国民年金制度をよくなるため年金法の根本的な改正を要求して、拠出制年金の届出拒否、改正要求の署名運動の展開などを決定した。

二二日 去る一月八日から一五日まで、ローマで開かれた第一〇回国際社会事業会議に、日本代表団の一員として出席した、全国未亡人団体協議会会長中村発子氏が一二日帰国した。同会議は移り変わる世界における社会事業の機能と責任をテーマとして、五二か国が参加して開催されたものである。

一七日 公共料金等物価値上げ反対懇談会(消団連を中心に労組、婦人団体等が加わって去る一月結成)は、虎ノ門共済会館で「公共料金等物価値上げ反対中央集会」を開き、①運賃、郵便料等公共料金値上げの抑制、②独禁法及びその運用強化等消費者保護立法の強化、③物価値上げ抑制のための措置実施などを決議し、代表が政府及び各党代表に陳情を行なった。

なお同集会に参加した婦人団体は、婦人民主クラブ、婦人団体連合会、母親連絡会、総評主婦の会全国協議会、

生協連婦人部などである。

二〇日 諸物価の値上げに反対して、全国地域婦人団体連絡協議会、主婦連合会、全国未亡人団体協議会、日本婦人有権者同盟、日本生活協同組合連合会婦人部、全国農協婦人組織協議会、東京YWCAの七婦人団体代表は、四谷の主婦会館で「物価値上げ対策婦人団体懇談会」を開催、「消費者保護政策実施」について首相に申入れを行なうほか三月一日には「物価値上げ反対婦人大会」の開催など値上げ反対の全国的運動を展開することを決定した。

二二日 物価、公共料金引上げに反対して、関西主婦連合会の代表二名は二二日上京、東京駅前で「値上げ反対署名運動」を行なった。

二四日 アジア・アフリカ婦人会議に出席した日本代表団(団長田中寿美子氏)の歓迎報告会が衆議院第一議員会館で開かれた。同婦人会議は去る一月「民族独立と平和維持のためのたたかいにおける婦人の役割」をテーマとして、カイロで開催され、アジア・アフリカから三六か国、約二五〇人が参加した。

二四・二七日 日本青年団協議会主催の第七回全国青年研究集会在青山の日本青年館で開催された。全国から青年団代表約一五〇〇人が参加したが、①青年の生活、②生産活動、③学習活動、④組織の問題、⑤社会活動の五部門をさらに二七の分科会に細分して問題別

の話し合いを行なった。特に女子に対する問題点としては、「女子の生活と生産活動、女子の活動における問題」の分科会が持たれた。

二七日 主婦連合会、全国地域婦人団体連絡協議会、全国未亡人団体協議会、日本生協連婦人部、日本有権者同盟の代表は、経済企画庁に迫水長官をたずね、最近の消費者物価の上昇について①値上げ防止の具体策、②サービス料金の引上げ問題、③便乗値上げなどの諸項目について質問、懇談した。

二七日 全国消費者団体連絡会は、都道府県会館で全国代表者会議を開き、各地で行なわれている「値上げ反対運動」の情勢報告を行なうと共に、公共料金や、物価値上げ反対対策の資料として、消団連加盟各団体が協力して、家計実態調査、小売価格実態調査などを四月から組織的に行ない、物価値上げの家計に及ぼす影響度を統計的に調査することを決めた。

(三月)

一日 主婦連合会、全国地域婦人団体連絡協議会、全国未亡人団体協議会、東京YWCA、日本生協連婦人部、日本婦人有権者同盟の共催による「物価値上げ反対婦人大会」が四谷の主婦会館で開催され、約六〇〇人が参加して物価値上げについて話し合い、①公共料金の値上げと便乗値上げの抑制、②消費者保護行政の早急な確立などの要

求を決議した。大会後デモ行進を行ない、代表はか参加者の一部は国会へ「物価値上げ反対」の請願を行なった。また、三月六日には、上記六婦人団体の代表が官邸に池田首相を訪れ値上げ反対の要望書を提出し陳情を行なった。

二日 政府は人事官に就任する中御門氏の後任とし、大浜英子氏を中央選挙管理委員に任命することを内定、国会の議決による指名に基づいて近く正式に任命する予定である。

七・八日 農林省主催の第九回農家生活改善発表大会が東京で開かれ、約五〇〇の生活改善グループの代表者が生活改善の体験を発表したが、従来の生活合理化からさらに進んで、営農改善に主婦達が取り組む姿が注目された。

八日 第八回婦人月間の国際婦人デー中央大会が青山の日本青年館で開かれ約一三〇〇人が参加した。会議ではアジア・アフリカ婦人会議出席者の報告や記念講演が行なわれ、①賃上げ、②ILO条約の即時批准、③物価値上げ反対等を決議した。

一〇日 三月一三日から、スイスのジュネーブで開かれる第一五回国連婦人の地位委員会に日本政府代表として出席するため、労働省婦人少年局長谷野せつ氏は一〇日羽田を出発した。

(三月)

一五・一七日 昭和三五年度全国婦人教育研究集会が文部省の主催により上智

大学で開かれ、全地婦連、主婦連、全国友の会、婦人有権者同盟、日本YWCA、全米協、全国農婦協、婦人平和協会、大学婦人協会、矯風会などの婦人団体代表と地方自治体の社会教育関係者約五〇〇名が参加した。会議は、「婦人教育一五年の反省と今後の課題」をテーマとして、婦人学級、婦人団体の教育活動、職場職域その他の研究グループの学習活動等一〇部会に分かれて研究発表、討議等が行なわれた。

一七日 訪日中国婦人代表団歓迎実行委員会の招きにより、中国婦人代表団(团长許広平女史)の一行一四名が来日した。一八日には同代表団の歓迎婦人集會が開かれ、地婦連、主婦連、婦団連などの婦人団体や、労組、文化界代表約三〇〇人が出席した。代表団一行は四月中旬まで滞日するが、中国の婦人達が日本の婦人団体と交流のため訪日したのはこれが初めてである。

一八日 第一回全国地域婦人大會が、全地連の主催により開催され(於東京)全国から約七〇〇名の会員が参加した。大會では「公明選挙運動をばむもの」「青少年対策と地域婦人会活動」をテーマにパネルディスカッションや協議が行なわれた。一九日には、第五回全国地域婦人団体指導者研究会が全地婦連と新生活運動協会の共催で開かれ、「末端にはこんな問題がある」をテーマとして、「他団体との連絡調整、

売春防止対策、新生活推進の組織活動」の問題等について研究討議した。

(四月)
三日 英国の女性生物学者イサベラ・ゴルドン博士が日英文化交流の一環として来日した。

一〇日 日本の婦人が初めて選挙権行使した日を記念して、第四回婦選會議

「売春をなくす運動」実施要綱

1 趣旨

売春防止法制定五周年を機とし、一般国民の売春問題に対する良識を喚起するとともに、婦女の転落防止並びに保護更生について各方面の活動を一層強化し、もって売春対策の積極的推進を期するものとする。

2 期間

原則として五月二十四日の売春防止法制定記念日を中心とする一週間ないし十日とし、各地方の実情により決定する。

3 主催

総理府、法務省、文部省、厚生省、労働省、警察庁、全国社会福祉協議会、売春対策国民協議会

4 実施機関

都道府県、同教育委員会、地方検察庁、保護観察所、都道府県労働基準局、婦人少年室、都道府県警察本部、都道府県社会福祉協議会、その他婦人団体等関係団体

5 運動目標

が都地婦連、東京YWCA、矯風会、婦人平和協会、婦人有権者同盟、婦選同窓会、日本看護協会の主催により尾崎記念会館で開催され、「公職選挙法、政治資金規制法改正について」「売春防止法制定五周年に際して」のテーマについて討論が行なわれた。

(1) 売春は社会悪であり、すべての人々がこれを防止するよう努力しなければならぬことを強調する。

(2) 婦女の転落防止と保護更生生活を推進する。

(3) 売春助長行為の取締りを更に強化する。

6 行事(例示)

(1) 売春防止強調大会、座談会、研究会等の開催

(2) 純潔教育普及の諸活動の実施

(3) 環境浄化運動の実施

(4) 売春問題に関する調査の実施

(5) 売春防止功労者、要保護女子の保護功労者に対する顕彰

(6) 巡回婦人相談の実施

(7) 婦人保護施設等の設備充実に関する協力と収容者に対する激励

(8) 要保護女子の就職推進活動の実施

(9) 要保護女子の更生事例の募集

(10) ポスター、リーフレット等による広報活動の実施

第九回全国婦人会議出席応募者の状況

第1表 都道府県別応募者数並びに話し合い参加者数		
都道府県名	応募者数	話し合い参加者数
総数	2,370	18,013以上
北海道 北青森 岩手 宮城 秋田	129 23 25 59 32	1,845〃 266〃 119〃 262〃 450〃
山形 福島 茨城 栃木 群馬	36 19 21 21 26	278〃 102〃 190〃 219〃 96〃
埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県	40 36 146 60 46	196〃 364〃 712〃 466〃 440〃
富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県	58 47 41 46 60	441〃 411〃 213〃 210〃 480〃
岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県	66 29 77 33 26	640〃 180〃 584〃 153〃 214〃
京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	70 112 83 20 51	428〃 648〃 657〃 168〃 261〃
鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	63 56 80 81 49	618〃 290〃 806〃 305〃 225〃
徳島県 香川県 愛媛県 高松市 高松市	22 39 47 24 76	190〃 141〃 322〃 250〃 421〃
佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県	32 52 54 64 43	275〃 234〃 486〃 686〃 352〃
鹿児島県	47	619〃

第2表 応募者の状況		
区分	応募者数	
総数	2,370	
年齢	20~24歳 25~29歳 30~34歳 35~39歳 40~44歳 45~49歳 50~54歳 55~59歳 60歳以上 不明	142 202 297 392 392 387 313 91 70 84
学歴	旧大・旧高専 新大・短大 旧師範 旧新高小 新中高小 その他	286 113 117 1,064 170 48 190 48 82 252
職業	小計 農林水産 公務員 教員 工員 事務員 （電話交換手等を含む） 商業 医師 薬剤師 洋裁 料理 茶華道 その他	1,176 389 67 28 112 153 82 9 45 264 27
配偶者の有無	あり なし 不明	1,846 285 128 157 239
子供の数	小計 1人 2人 3人 4人 5人 6人以上 不明	1,838 260 505 542 291 144 95 247 286
公職等所属団体	公団 公団 役員 職員 不明	122 396 1,653 217 500

働く婦人が知っておきたい法律問題(14)

保母さんの労働時間と深夜業

昨年来病院ストがおこってナイチンゲール精神についてもいろいろ批判の声があり、これが契機となって病院看護婦の労働条件も次第に改善されるようになってきました。これに伴って最近今までの陽のあたらない社会福祉施設に働く従業員の労働条件についても一般の関心をひくようになってきました。去る二月二十三日の参議院社会労働委員会でもこの問題がとりあげられ一議員から保育所の労働基準法適用に関する政府の見解を求められ、また使用者側である社会事業経営者協会でも従業員に対する労務管理問題について検討を始めました。さらに、これら施設の監督官庁である労働省や厚生省でも、その労働条件改善についての監督指導に乗り出しました。

今回は、こうした情勢のもとで、主として保育所の保母さんの労働時間や深夜業の問題について考えてみましょう。

* 保育所の性格とその数

保育所が設けられている法律の根拠は児童福祉法で、その第三十九条には、「日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。」と規定されています。③保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができ

きる。」と規定されていますので、「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的と」して設置されている学校教育法に基づく幼稚園とは性格を異にしています。

保育所は、公立のものと私立のものとありますが、現在あわせて九、八〇四事業所で、七三四、五六八人の児童を預っています。そして保母さんの概数は約三万人ですから一事業所当り約三人の保母さんが働いていることになります。この数字は、児童福祉法第三十五条により、都道府県知事の認可を得て設置された保育所ですから、このほかいわゆる無認可の保育所ないしはその類似の施設を入れると相当の数になるものと思われます。なお、夜間保育所は、京都府や広島県など四か所に設けられています。

* 保母の主な仕事の内容

保母さんの労働条件については、従来あまり明らかにされていませんでしたが、若干の資料から保母さんの主な仕事の内容をみますと、①事務打合せ（保育事務の打合せ、保育内容の研究等）②保育準備（教材整備、室内整備、製作品整理、玩具小修理、花だんの手入れ等）③保育事務（保育計画立案、児童票記入、保育日誌、統計調査、集金整理等）④一般事務（月報、給食関係事務、経理事務、備品消耗品受払い、措置費徴収、

臨時事務）⑤家庭指導（家庭訪問、保護者面接相談、母の会参加、連絡簿記入、印刷）⑥洗濯掃除（ガラス、床みがき、洗濯、寝具つくり、園庭の整理清掃）⑦行事（ひなまつり、クリスマスなど特別行事の準備実施及び後始末）など誠に忙しい多種多様な仕事をしています。

それに措置児童は、法律上は十八歳未満の者を収容することができることになっていますが、三歳以上未就学児童が九三%となっており、家庭で十分手が届かないために洋服の補修をしたり、給食の世話をしたりするのに保母のみる面倒は誠に大したものなのです。昼間保育所の場合は、たてまえとして受託時間は八時間となっていますが、朝七時から夜七時を過ぎるまで受託することも決して珍しくない実情のようです。

* 保育所は労働基準法第八條第十三号の事業

労働基準法では、業種業態によって、労働時間、休けい、深夜業等の適用を異にしているのですが、保育所は、労働基準法第八條何号の事業でしょうか。

昭和二十三年五月七日付けの労働基準局長通ちょうで、「児童福祉法による少年救護院、助産施設、乳児院、養護施設その他これに類する施設は、法第八條第十三号に該当する。」となっていますが、この通ちょうでは、母子寮や保育所などが含まれていませんでしたので、従来は所地の労働基準監督機関で、それぞれの

実態に即して号別を決定していたために地方によってその号別を異にしていた例が多かったのです。これでは適用上の不均衡という問題もありますので、今回労働省としましては、社会福祉施設を細かに分類し、その号別を業態により全国的に統一して適用することにしました。そして保育所は、労働基準法第八條第十三号（病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業）に決定しました。

* 保育所保母さんの労働時間と深夜業

以上のように保育所は労働基準法第八條第十三号の事業ですから、ここに働く保母さんの労働時間は看護婦同様、一日について九時間、一週間について五十四時間制が原則となり、また例外的には四週間を平均して五十四時間をこえない定めをしたときには、その定めによって労働させられます。（施行規則二十六条）また、深夜業も労働基準法第六十二條第四項の規定により許されることになっていきます。しかし、先にも述べましたとおり、保母の仕事は忙しく、かつ不規則になることが多いので、いきおい労働強化になるおそれがあります。施設の管理者としては、公共の福祉という美名のもとに仕事を押しつけるという旧来の労務管理体制から脱却して、最低の労働基準である労働基準法の線を確保して、保母に対する適正な労務管理をはかり、保母も気持ちよく働けるよう努めたいものです。

(1) 書 名 著者 発行所 巻号 発行年	(2) 書 名 著者 発行所 巻号 発行年
Ⅷ 社会と婦人 3. 社会生活に関するもの	
b. 売笑問題——つづき	
東京の売春 警視庁保安課員 警察時報 (8-4) 53	この売春婦に罰ありや 伊藤 整他 婦人公論 (9月号) 54 (座談会)
売春禁止法の制定を前に識者の見解 伊藤 修他 " (4) "	売春取締の立法に関する諸問題 武安 将光 ジュリスト (53) "
アメリカの娼婦たち 向井 啓雄 中央公論 (68-5) "	売春等処罰法と男性の苦手な会 ニューエイジ (6-7) "
バタフライ娼婦史 大宅 壮一 改造 (34-5) "	芸 者 神崎 清 中央公論 (69-7) "
売春婦のパスポート 藤原 道子 " (4) "	美名のための立法 林 義 改造 (35-7) "
駐留軍人と売春問題——青少年の性犯罪と関連して—— " 文化と緑化 (3-4) "	貞操切符の筆者こそ 平林たい子 " (4) "
転落する少女たち 市川 定三他 刑 政 (64-1) "	芸者の置屋 山口 真弘 時の法令 (151) "
街娼禍の問題について 阿部 幹枝他 国 民 (618) "	売春雑考 関根 広文 警察学論集 (7-4) "
妓女のいない中共の新風——恋愛と結婚と離婚の自由へ—— 矢戸 寛 世界週報 (34-27) "	福岡市における売春婦の母子について 有田 久吉 青少年問題 (1-6) "
売春処罰法案について 山室 民子 福音と世界 (8-9) "	売られ行く秋田の娘たち 小島 政見 " (4) "
立川の街娼と語る 太田 春子 " (4) "	善光寺護堂水茶屋の研究 小林肝一郎 信 濃 (6-3) "
風紀に関する世論調査の大要 労働時報 (6-9) "	海外における日本売笑婦について 西田 長寿 日本歴史 (69) "
日本の人身売買 林 克也 人民文学 (4-10) "	売春対策はどうなる 山高しげり 家庭科教育 (28-6) "
街娼による児童の性格の変化 藤井 茂 社会教育 (8-5) "	芸妓系図 中沢 経夫 自 警 (36-11) "
社会保障につながるもの——最近の売春問題をめぐって—— 佐口 卓 月刊社会保障 (7-5) "	*売春に関する諸問題 労働省婦人少年局 (婦人・一般資料25) "
売春婦がいなくなったら 宮城 タマヨ 他 文芸春秋 (31-8) "	*売春婦の親許調査報告書 (山形・鹿角島) " (婦人・参考資料27) "
*売春婦の性生活 (日本における性の調査報告大集第2巻) 雪吹 周 文芸出版 " 近世柳暗花明小史 1~3 戸伏 太宏 自警 (37-1~3) 55	" 4~6 綿谷 雪 " (37-4~6) "
売春問題の新しい対策 月刊労働 (4-12) "	売春問題 村田 宏雄 都市問題 (46-2) "
*売春のない日本に 伊藤 秀吉 新教育協会 " 奈良木辻遊廓の起源 永島極太郎 部落 (62) "	売春等処罰法案について (民法新想9) 中川善之助 法律時報 (27-10) "
*続日本の貞操 五島 勉編 蒼樹社 " 霧の都の娼婦たち 向井 啓雄 中央公論 (70-3) "	売春は法律で禁止できるか——売春等処罰法案—— " (70-8) "
*風紀についての世論——1953年3月調査—— 労働省婦人少年局 (婦人・調査資料11) "	東京のコール・ガールズ シェール・G・フンジェル " (70-6) "
*売春婦並びにその相手方についての調査 " (4) " 12) "	新中国の売春婦をみて 奥野恒太郎 婦人公論 (3月号) "
*売春問題の対策に関する答申書 " (婦人・一般資料19) "	人妻売買時代 神崎 清 " (6月号) "
*売春に関する法令 (改訂版) " (婦人・法規資料9) "	パンパン十年の歌 " 文芸春秋 (33-8) "
売春禁止法案と社会悪 松尾邦之助 法政思潮 (7-2) 54	日本における売春の実状と売春関係事件についての刑の量定 武安 将光 法曹時報 (7-6) "
朱房十太郎先生の売春禁止法に關した書面に答えて " (7-5) "	*各国における売春対策 (改訂版) 労働省婦人少年局 (婦人・海外資料25) "
売春等処罰の立法について 宮城 タマヨ 法律のひろば (7-2) "	*戦後新に発生した集娼地域における売春の実情について " (婦人・調査資料16) "
人権擁護の立場より見た売春取締の問題 高橋 忠雄 " (7-3) "	*売春に関する資料 (改訂版) " (婦人・一般資料31) "
なぜ日本では売春がさかえるのだろうか 田中寿美子 " (4) "	*売春に関する法令 (改訂版) " (婦人・法規資料11) "
売春取締とその立法 長戸 寛見 " (4) "	
売春防止の立法について " 時の法令 (145) "	
売春禁止法をめぐる婦人議員 神近市子他 婦人公論 (2月号) "	
しんの疲れる争論——売春処罰法案の提案者として—— 神近 市子 時の法令 (138) "	
吉原の明暗 藤島 宇内 婦人公論 (6月号) "	

女子の就業者数と完全失業者数 (1960年12月)

一人一か月平均現金給与総額

(1960年12月)

産業別	女子	男子	男女計 に占める 女子割合	女子雇用 者の産業 別構成率	女子の前 年同月と の比較
総数	万人 1,756	万人 2,656	% 39.8	%	万人 + 80
自営業者	278	775	26.4		+ 10
家族従業者	769	289	72.7		- 43
雇用者	706	1,588	30.8	100.0	+110
農業	13	42	23.7	1.8	± 0
林業	*	4	16.7	0.6	+ 1
漁業	*	5	9.4	0.7	+ 1
水産養殖業	39	175	18.3	5.5	+ 13
鉱業	235	523	31.0	33.3	+ 34
建設業	175	269	39.4	24.8	+ 36
製造業	33	191	14.7	4.7	+ 7
卸売、小売、金融、 保険、不動産業、 運輸通信、電気ガス 水道業	181	211	46.2	25.6	+ 13
サービス業務	20	110	15.5	2.8	+ 5
完全失業者	14	19	42.4		- 6

産業別	女子	男子	男子に 対する 女子割合
総数	円 24,781	円 58,995	% 42.0
農業	20,531	46,859	43.8
建設業	19,205	42,788	44.9
製造業	21,533	57,616	37.4
卸売業	25,095	61,651	40.7
小売業	37,662	77,532	48.6
金融業	31,184	79,151	39.4
不動産業	39,281	66,217	59.3
運輸通信業	51,496	85,552	60.2
電気、ガス、 水道業			

「註」1) *印の数字は特に誤差率が大いから注意して使用のこと。
2) 統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数に乗じたものの
万位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその
内訳の合計に必ずしも一致しない。 — 総理府統計局労働力調査 —

— 労働省労働統計調査部
毎月勤労統計調査 —

婦人少年局ニュース

○谷野婦人少年局長帰国

谷野婦人少年局長はジュネーブにおいで開催された第十五回婦人の地位委員会に出席されたが四月八日空路帰国した。

○婦人少年室職員事務研修

婦人少年室では三月にひきつづき、四月二十七、二十八の両日、京都以西の二十三室の上司職員について事務研修を行なった。出席室は次の二十三室である。

京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山・鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・山梨・長野

○全国婦人少年室長会議の開催

三十六年度における婦人少年行政の方針を示し、業務に関する指示を行なうため、五月七日、八日の両日、労働省竹橋会議室において、全国婦人少年室長会議を開催した。第一日は主として本省の指示事項を中心として質疑を行ない、第二日は「女子事務職員労働実態調査」の実施および「年少労働福祉員講習会」の開催について打ち合わせを行なった。

二こらんになりましたか

(年少労働関係)

○雨にも風にも

働く年少者の生活記録

発行所 昭和三十六年版

発行所 婦人少年協会の定価二〇〇円

(婦人関係)

○離婚に関する意識調査概要

原稿募集

「婦人と年少者」は全国に広く取材して編集したいと思ひます。各地の婦人少年室を始め、婦人と年少者に関係ある諸機関の活動状況や実情についてのレポートをお待ちしています。

一、内容

○婦人少年室その他の関係機関の活動

○婦人少年室協働員のレポート

○年少労働者福祉員のレポート

○地方で起った婦人と年少者に関する諸問題(いずれもなるべく具体的に)

一、分量 四百字詰五枚以内

(但しまとまった研究物はこの限りではありません)

一、必ず原稿用紙を用いること

一、締切 毎月五日

一、掲載の分には薄謝を呈します

一、送り先 本会編集部

婦人と年少者

第九巻第五号 通巻九十九号

定価 五十円 千四百円

編集人 久米 愛子

発行人 平林たい子

印刷人 網野 栄

東京都千代田区神田一ツ橋二ノ一

(日本職業指導協会内)

発行所 婦人少年協会

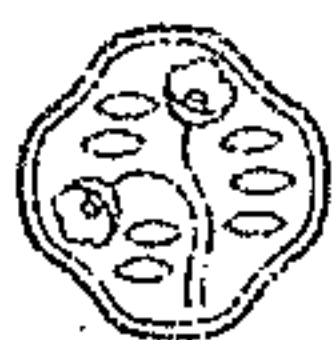
電話九段(33)九九五九
振替口座東京一〇七九一四

1コ・30円



お肌のいこい

入浴や洗顔のひととき、まっ白な泡と
ふくよかな匂いが、お肌をふんわりと
つみ、しっとりとなめらかにします。



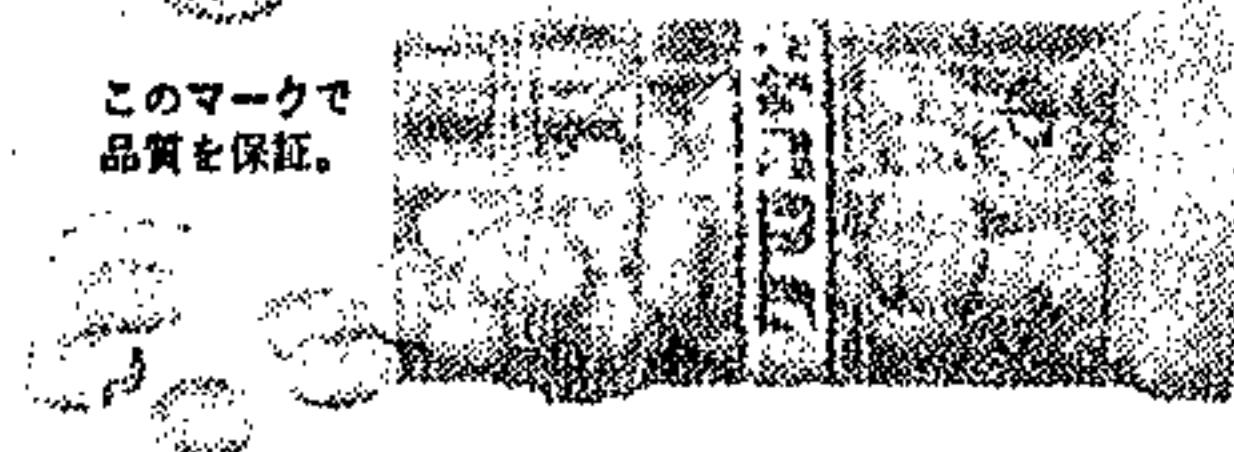
資生堂石鹸

グロサン 大型錠・普通錠

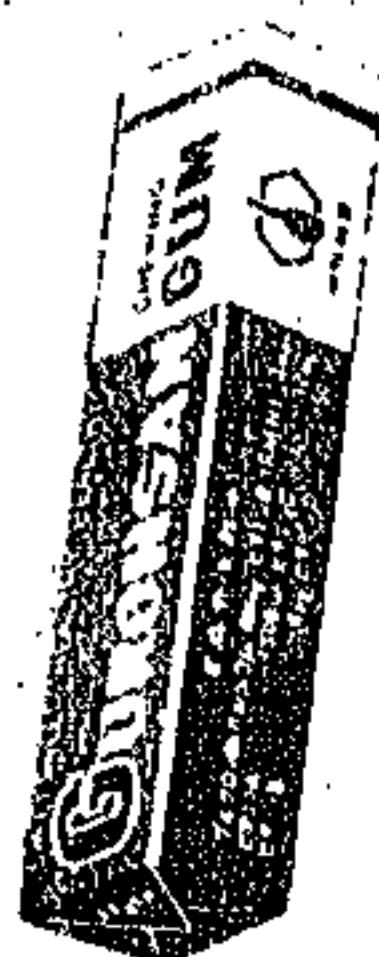
(大型錠 15錠 ¥200・50錠 ¥550・150錠)
(普通錠 30錠 ¥140・100錠 ¥380・300錠)

CSK

このマークで
品質を保証。



グロサンガム



1コ (6枚) 30円

グロサン・カルシウム入り栄養・保健ガム

グロサン
内服液



試合の前後に
グット一本

グロサン十二錠入り

(一本100円
五本入りあり)



中外製薬

元気のもと

グロサン トリオ